共　通　編

第１章　総　　則

第１節　計画の策定

第１　計画の目的

小川町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、小川町及び防災関係機関が町民の協力のもとに災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、小川町の地域にかかる災害から町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とします。

第２　計画の構成

本計画は、町における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、以下に示すとおり構成されます。

共通編

- 第１章　総則
- 第２章　災害予防計画
- 第３章　災害復旧計画

風水害対策編

- 第１章　風水害応急対策計画

震災対策編

- 第１章　震災応急対策計画
- 第２章　南海トラフ地震に関連する情報（臨時）に伴う対応措置計画

大規模事故等対策編

第１章 大規模火災　第２章 危険物　第３章 放射性物質及び原子力
第４章 農林水産物　第５章 道路　第６章 鉄道事故　第７章 航空機事故
第８章 電気通信設備　第９章 電力施設　第 10 章 雪害　第 11 章 文化財
第 12 章 火山噴火降灰　第 13 章 複合災害

資　料　編

１　共通編

風水害、震災、大規模事故等、全ての対策に共通する総則、災害予防及び災害復旧についての計画です。

（１）総則

本計画の目的、運用、防災関係機関の役割分担、町の防災環境、風水害の特性、地震被害想定及び対策方針についての計画です。

（２）災害予防計画

災害の発生を未然に防止するため、また、発災時に迅速かつ的確な対応を図るため、平常時から実施すべき諸施策、施設の整備についての計画です。

（３）災害復旧計画

災害により被害を受けた町民の民生安定のための措置及び被害を受けた各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業の対策についての計画です。

２　風水害対策編

風水害、土砂災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その被害を軽減するとともに拡大を防止するための応急対策についての計画です。

３　震災対策編

震災が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その被害を軽減するとともに拡大を防止するための応急対策についての計画です。

４　大規模事故等対策編

大規模火災、危険物災害、放射性物質及び原子力事故、農林水産物災害、道路災害、鉄道事故、航空機事故、電気通信設備災害、電力施設事故、雪害、文化財災害、火山噴火降灰、複合災害に関し、予防対策及び応急対策についての計画です。

第３　計画の運用

１　国・県の計画等との関係

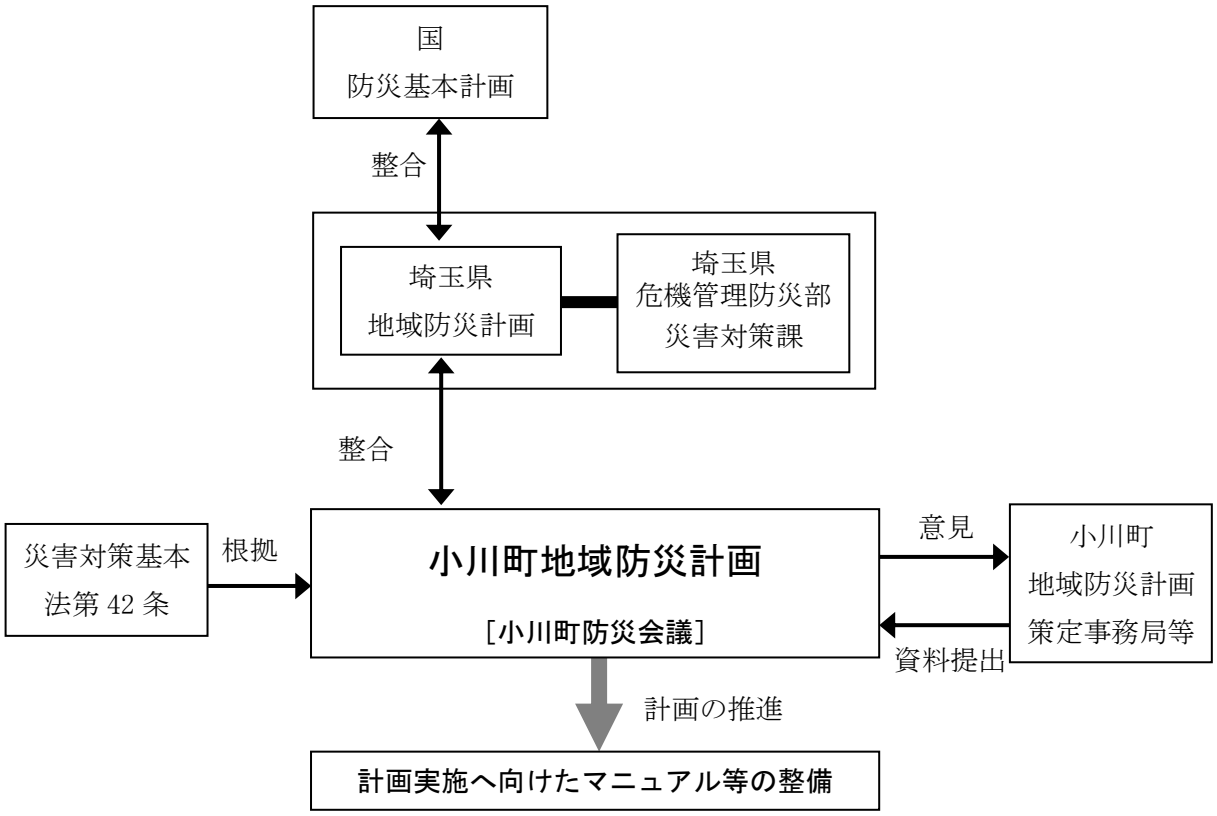

（１）県地域防災計画との関係

本計画は、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとします。

（２）災害救助法との関係

本計画は、災害救助法に基づき知事が実施する救助のうち、同法第13条に基づき町長に委任された場合又は同法が適用されない場合の救助に関する計画を包括するものです。

２　本計画の基本方針

（１）最近の災害をふまえた計画とします。

（２）町民の命を守り、すみやかな復旧復興を図るため、応急対策、応急復興を行うための指針とします。

（３）防災に関する総合的な行政運営の指針とします。

（４）町民による地域防災を進めるための指針とします。

（５）幅広い支援、受援体制を整備します。

３　計画の推進

（１）基本方針及び予防計画に基づいた事務の遂行

町の執行機関は、各種施策、事業の企画及び立案段階において、当該施策及び事業が本計画の基本方針並びに予防計画に合致したものとなっているかを検証し、問題がある

場合は当該施策及び事業の修正を行わなければなりません。

（２）応急対策計画及び復旧計画の習熟並びにマニュアル等の整備

防災活動は、応急対策計画及び復旧計画に沿って行われることから、町の執行機関は、計画箇所について日頃から習熟しておくとともに、計画を円滑に運用するためのマニュアル等を必要に応じて整備します。

４　計画の修正

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正します。

（１）平成 29 年度の修正

町の機構の変更に伴う活動体制の見直し、災害対策本部の責任者の順位、気象庁が発表する気象警報等の基準の変更、避難勧告等発令基準の明確化、福祉避難所の指定、医療連携体制の一部見直し、公衆無線ＬＡＮ環境の整備、災害時支援協定の締結による資料編の追加等です。

（２）令和元年度の修正

ため池に関する事項、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設に関する事項、タイムライン作成に関する事項、避難勧告等に関するガイドライン改定に伴う変更、常備消防における非常用電源整備、消防救急デジタル無線の整備、通信指令施設の更新及び消防車両の更新、非常備消防における消防車両の更新、公共施設統廃合に伴う指定緊急避難場所及び指定避難所の変更、行政区・自治会が定める避難場所に関する事項、東海地震に関する情報の変更による南海トラフ地震に関する事項、協定締結に伴う資料編への追加等です。

（３）令和 2 年度の修正

風水害の災害履歴・風水害の災害特性及び災害方針に関する事項、災害対策本部各部の主な業務に関する事項、水害等にかかる指定緊急避難場所等の変更、行政区・自治会が定める避難場所に関する事項、協定締結に伴う資料編への追加、制度及び資料等の時点修正等です。

（４）令和 3 年度の修正

過去の災害対応からの教訓を踏まえた対応に関する事項、防災基本計画の改定を踏まえた事項（新型コロナウイルス感染症対策等）、災害対応を取り巻く動向を踏まえた事項、水害リスク情報図に関する事項、常備消防における施設整備に関する事項、その他制度改正や時点修正に伴う修正等です。

第４　総合振興計画（防災関係）

町では、平成 28 年 3 月に「小川町第 5 次総合振興計画」を策定し、計画的なまちづくりを進めています。

第 5 次総合振興計画において、防災に関わる内容としては、以下の内容が定められています。

１　消防体制の強化

（１）消防団施設の整備

消防団の活動拠点である詰所については、老朽化に対応した改築を推進します。

（２）消防団組織の強化

消防団組織の強化を図るため、団員の確保と支援に努めます。女性消防団員の増員を推進し、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図ります。

２　防災体制の確立

（１）地域防災計画の推進

災害から町民を守るため、随時、地域防災計画を検証し、町と防災関係機関等との連携を深め、土砂災害等については、災害が発生する前からの警戒避難体制の構築を図ります。

また、防災倉庫、指定緊急避難場所、指定避難所における災害備蓄物資の整備を急ぐとともに、情報伝達手段の強化、防災訓練の実施に努めます。

（２）自主防災組織の育成

自主防災組織資機材購入費補助制度を継続し、自主防災訓練の活性化を図ります。共助意識の向上を図り、地域の実情に応じた近隣の一層の助け合いを促進するとともに、高齢者、障害者世帯等、災害時における要配慮者についても、行政と地域が連携した避難支援等の対応を図ります。

（３）家具転倒防止器具設置助成制度の推進

家具転倒防止器具設置助成制度を継続、周知し、自らの命は自らが守るという自助意識の向上を図り、大地震の際に自宅で負傷する方を少しでも減らすように努めます。

第２節　小川町防災組織

第１　地域防災組織

１　小川町地域防災組織図

町における地域防災組織は次のとおりです。

《 小川町地域防災組織図 》

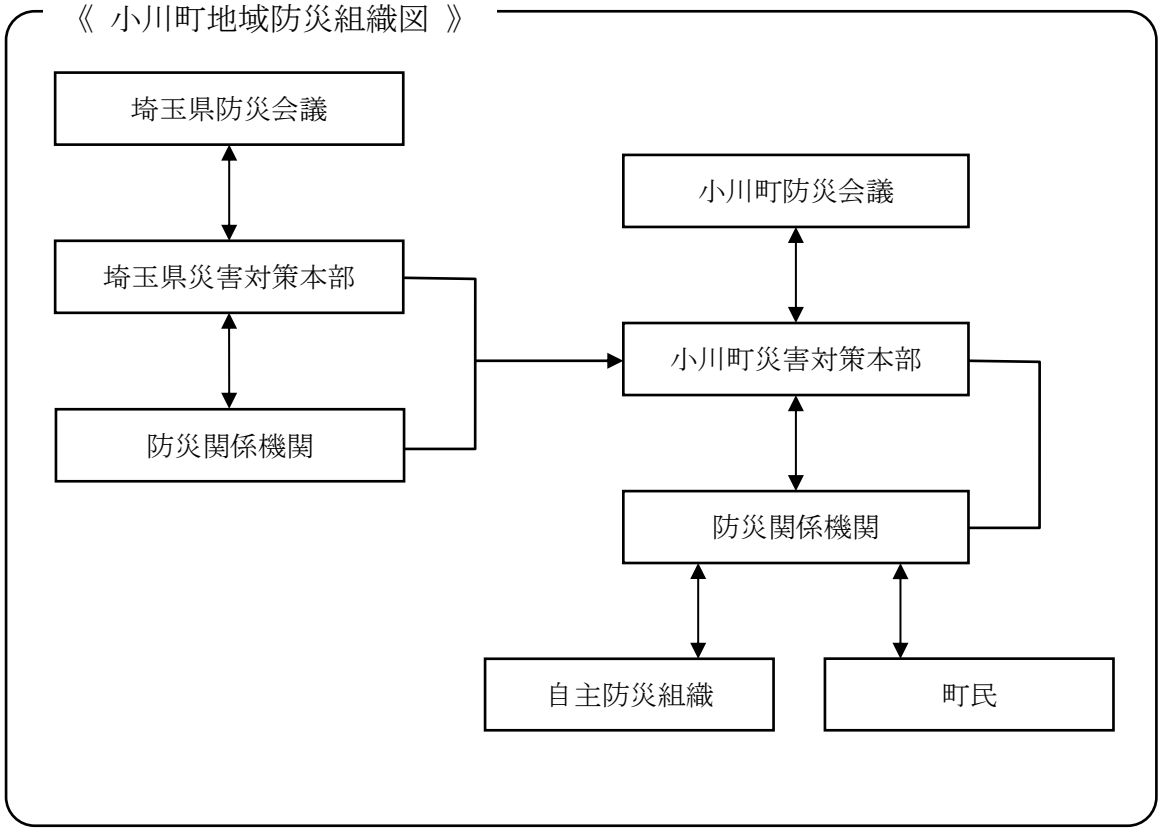

２　小川町防災会議

小川町防災会議は、災害対策基本法の規定に基づき設置され、以下に示す事務を行う。

（１）本計画の作成及び実施を推進すること

（２）町長の諮問に応じて町の地域にかかる防災に関する重要事項を審議すること

（３）前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること

（４）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

※資料５－１　小川町防災会議条例

※資料５－２　小川町防災会議委員名簿

第２　消防機関

１　比企広域消防本部

町を管轄する消防機関としては、次の機関がその任を負います。

比企広域消防本部小川消防署　　小川町大字上横田 1247-2　　電話 72-3565

２　小川消防団

町の消防団は次のとおりです。

小川消防団一覧

区分		管轄区域（行政区）	詰所の所在地
第１分団	第１部	本一、神明町、本二、仲町、稲荷町、錦町、下里一、下里二、下里三、下里四、ダイアパレス、ホーユウパレス、青下見田、青下畑ケ中、青下二	小川216-7
	第２部	相生町、大関町、松若町、緑町、春日町、大塚一、大塚二、大塚三、大塚四、コスモ小川町	大塚140-1
	第３部	旭町、幸町、栄町、下小川一、下小川二、下小川三、池田、角山中、角山上、みどりが丘一丁目、みどりが丘二丁目、みどりが丘三丁目、みどりが丘四丁目、みどりが丘五丁目、県営小川みどりが丘団地	大塚1195-1
	第４部	上横田一、上横田二、下横田、中爪、奈良梨、能増、高見、前高谷、中高谷、後伊、西古里、東小川１丁目、東小川２丁目、東小川３丁目、東小川４丁目、東小川５丁目、東小川６丁目、高谷南、中爪グリーンヒル	上横田1935-3
第２分団	第１部	増尾、飯田	増尾25-3
	第２部	腰一、腰二、腰中、腰上	腰越181-2
	第３部	青下田島、青上、古寺	青山1437-7
	第４部	原川、笠原、靭負、木部、深田、下勝呂、上勝呂、木呂子	木部26-19

※　資料２－10　比企広域消防組織図

※　資料２－12　比企広域消防本部小川消防署・小川消防団車両一覧

※　資料２－13　小川消防団配置状況

第３節　災害対策本部

第１　組織

災害対策基本法及び地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を役場庁舎に設置し、災害時における応急及び復旧対策を行います。

災害対策本部は、災害対策本部長（町長）、副本部長（副町長及び教育長）、本部員（各課長、災害医療コーディネーター、小川消防署長、小川消防団長、その他町長が認めた者）、災害対策に従事する職員をもって組織します。

本部に本部事務局、総務部、情報収集財政部、物資部、調査部、福祉医療部、応急復旧部、建物対策部、上下水道部、環境対策部、教育部、議会部を置きます。

なお、その他本部長が認めた者とは、小川警察署長、比企医師会長、小川赤十字病院長その他の機関の長とします。

また、必要に応じ、現地災害対策本部及び保健医療調整本部を設置します。

第２　任務

１　災害対策本部

災害対策本部は、町域の状況を把握するとともに、県、防災関係機関等と調整を行い、各地域の被害状況に応じた対策を講じます。

（１）設置基準

災害対策本部の設置基準は以下のとおりです。

ア　避難指示を発令した場合

イ　町域で震度５強以上の地震が発生し、大規模な災害が発生した場合

ウ　町域で震度６弱以上の地震が発生した場合

エ　気象庁から特別警報が発表された場合

オ　その他町長が必要と認めた場合

（２）設置場所

本部の設置場所は、役場庁舎内とします。ただし、役場庁舎の被災状況により設置できないと判断した場合は、リリックおがわ又は公民館等の町施設に本部を設置するとともに、参集職員に明示します。

（３）責任者

災害対策本部長は町長とし、職務を代理するものは、次の順位によります。

ア　第１順位　副町長

イ　第２順位　教育長

ウ　第３順位　防災地域支援課長

（４）閉鎖基準

災害拡大のおそれが解消し、かつ災害に対する応急対策及び応急復旧をおおむね完了したと認めたとき、災害対策本部を閉鎖します。

（５）災害対策本部の協議事項

災害対策本部の協議事項は以下のとおりです。

ア　本部の配備に関すること

イ　自衛隊、県及び他市町村への応援要請に関すること

ウ　災害救助法の適用に関すること

エ　その他災害対策の重要事項に関すること

２　現地災害対策本部

現地災害対策本部は、情報伝達、町民の救助や避難、物資の配給など、地域の防災活動の拠点とし、災害対策本部と地域の自主防災組織との接点の役割を果たします。現地災害対策本部の所管事務は以下のとおりです。

（１）被災地における防災関係機関との連絡調整

（２）災害応急対策

（３）本部への応急対策の実施状況の報告

（４）防災基地の開設

（５）救援物資の受入れ、配分

（６）安否情報、災害情報の収集、提供

（７）ボランティアセンターとの連絡調整

（８）その他、災害の応急対策に必要な事務

３　保健医療調整本部

保健医療調整本部は、医療拠点となる小川赤十字病院に設置し、医療救護活動を統括します。

第４節　防災関係機関の役割分担

第１　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

１　町

町は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、町の地域にかかる防災計画を作成し、法令に基づきこれを実施します。

機関の名称	事務又は業務の大綱
小川町	１．防災会議の開催及び災害対策本部の設置に関すること ２．災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 防災に関する物資・資材の備蓄、整備及び点検に関すること (4) 防災に関する施設・設備の整備及び点検に関すること (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること ３．災害応急対策 (1) 情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること (2) 警報の伝達並びに避難情報に関すること (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること (4) 被災者の救難、救助その他保護に関すること (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (6) 施設及び設備の応急復旧に関すること (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (8) 交通の規制、犯罪の抑止に関すること。 (9) 緊急輸送の確保に関すること (10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること ４．災害復旧 (1) 被災施設の復旧に併せ、再度災害発生を防止するための施設の設置及び改良に関すること

２　県の機関

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、災害から県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務及び業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

機関の名称	事務又は業務の大綱
川越比企 地域振興センター	１．担当区域内の市町村及び地域機関の被害情報の収集及び県災害対策本部長（以下この章において「県本部長」という。）への報告に関すること ２．被災地における防災関係機関との連絡調整に関すること ３．担当区域内の災害応急対策の把握に関すること ４．防災基地の開設に関すること ５．市町村対策本部活動の支援に関すること ６．その他県本部長の指示に基づく事項に関すること
東松山 県土整備事務所	１．県の所管に係わる河川、道路及び橋りょうの被害状況の調査及び応急修理に関すること ２．排水場施設の総括的な保全に関すること ３．降水量、水位等の観測情報に関すること ４．洪水予報及び水防警報の受理及び通報に関すること ５．水防管理団体との連絡指導に関すること ６．河川、道路等における障害物の除去に関すること
東松山 農林振興センター	１．農作物及び耕地の被害状況調査に関すること ２．災害時の営農資機材の確保に係る連絡調整に関すること ３．災害時における農作物等に係わる管理指導及び病害虫の防除に関すること ４．土地改良施設の災害応急対策に係る支援に関すること ５．災害による被害農林業者等に対する資金の融通及び条例に基づく助成措置に関すること
寄居林業事務所	１．治山、林業施設に関する調査に関すること ２．地すべり防止事業に関すること ３．災害対策及び事業の実施に関すること
西部福祉事務所	１．要配慮者の安全に関すること ２．社会福祉施設の被害調査及び応急復旧に関すること
東松山保健所	１．保健衛生関係の情報収集に関すること ２．医療品等の備蓄及び調達に関すること ３．感染症に係る調査指導及び防疫活動に関すること ４．医療機関等の保健医療活動の調整支援 ５．医療救護班の編成及び派遣に関すること ６．動物愛護、特定動物飼養施設に関すること ７．飲料水・食品の衛生、指導に関すること
東松山 環境管理事務所	１．一般廃棄物処理施設の被害状況確認に関すること ２．一般廃棄物処理に関する広域処理体制の調整に関すること ３．がれき処理に関する調整、情報の収集、提供及び相互の協力体制に関すること ４．がれきの処理に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
小川警察署	１．情報の収集、伝達及び広報に関すること ２．警告及び避難誘導に関すること ３．人命の救助及び負傷者の救護に関すること ４．交通の秩序の維持に関すること ５．犯罪の予防、検挙に関すること ６．行方不明者の捜索と検視（見分）に関すること ７．漂流物等の処理に関すること ８．その他治安維持に必要な措置に関すること

３　指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東農政局	１．災害予防 (1) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又はその指導に関すること (2) 農地、農業用施設等を防護するため防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除農地浸水防止等の施設の整備に関すること ２．災害応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること (2) 災害地における種もみ、その他営農資機材の確保に関すること (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること (4) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること (5) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること (6) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀並びに乾パンを確保供給すること ３．災害復旧 (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地、農業施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関すること (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
熊谷地方気象台	１．気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること ２．気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること ３．気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること ４．地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること ５．防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東地方整備局	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 １．災害予防 (1) 災害対策の推進に関すること (2) 危機管理体制の整備に関すること (3) 災害及び防災に関する研究、観測等の推進に関すること (4) 防災教育等の実施に関すること (5) 防災訓練に関すること (6) 再発防止対策の実施に関すること ２．災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること (2) 活動体制の確保に関すること (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること (5) 災害時における応急工事等の実施に関すること (6) 災害発生時における交通等の確保に関すること (7) 緊急輸送に関すること (8) 二次災害の防止対策に関すること (9) ライフライン施設の応急復旧に関すること (10) 地方公共団体等への支援に関すること (11) 支援要請による「緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）」の派遣に関すること (12) 被災者及び被災事業者に対する措置に関すること ３．災害復旧 (1) 災害復旧の実施に関すること (2) 都市の復興に関すること (3) 被災事業者等への支援措置に関すること

４　自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第 32 普通科連隊 （大宮駐屯地）	１．災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関すること (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること (3) 県地域防災計画と合致した防災訓練の実施に関すること ２．災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急・復旧の実施に関すること (2) 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること

５　消防機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
比企広域消防本部 小川消防署	１．消防施設、消防本部体制の整備に関すること ２．救助及び救援施設、体制の整備に関すること ３．危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関すること ４．消防知識の啓発、普及に関すること ５．火災発生時の消火活動に関すること ６．水防活動の協力、援助に関すること ７．被災者の救助、救援に関すること ８．被害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること
比企広域市町村圏組合 小川消防団	１．町及び消防本部が行う防災活動、救助活動への協力 ２．火災発生時の消火活動に関すること ３．避難活動、行方不明者の捜索に関すること ４．水防に関すること ５．消防知識の啓発、普及に関すること

６　指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便（株） 小川郵便局	１．郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関すること ２．救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関すること
東日本旅客鉄道(株) 高崎支社	１．不通時の旅客の輸送手配、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送に関すること ２．災害により鉄道が不通となった場合 (1) 列車の運転整理及び折返し運転、う回に関すること (2) 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理、検査、開通手配に関すること ３．線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び巡回監視に関すること ４．死傷者の救護及び処置に関すること ５．部外への救援要請及び報道機関への連絡に関すること ６．停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設及び通信施設の保守及び管理に関すること
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)ＮＴＴドコモ 埼玉支店	１．電気通信設備の整備に関すること ２．災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関すること ３．被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること
ＮＴＴコミュニケーションズ(株) ＫＤＤＩ(株) ソフトバンク(株)	１．重要通信の確保に関すること ２．災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関すること

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 埼玉県支部 （小川赤十字病院）	１．災害応急救護のうち、医療及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）を行うこと ２．救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整を行うこと
東日本高速道路(株) 関東支社	［高速自動車国道に係わる］ １．災害防止に関すること ２．被災点検、応急・復旧工事等に関すること ３．災害時における利用者等へのう回路等の情報(案内)提供に関すること ４．災害復旧工事の施工に関すること
東京電力パワーグリッド(株)熊谷支社	１．災害時における電力供給に関すること ２．被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること
公益社団法人 全日本トラック協会 日本通運(株) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	１．災害時におけるトラックによる救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

７　指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東武鉄道（株） 小川町駅	１．鉄道施設等の安全保安に関すること ２．災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
一般社団法人 埼玉県ＬＰガス協会 東松山支部	１．ガス供給施設（製造施設も含む）の建設及び安全保安に関すること ２．ガスの供給の確保に関すること ３．カセットボンベを含むエルピーガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること
一般社団法人埼玉県 トラック協会	１．災害時におけるトラックによる救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
一般社団法人埼玉県 バス協会	１．災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること

８　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならなりません。

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 比企医師会	１．医療及び助産活動の協力に関すること ２．防疫その他保健衛生活動の協力に関すること ３．災害時における医療救護活動の実施に関すること
小川町社会福祉協議会	１．要配慮者の支援に関すること ２．災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
埼玉中央農業協同組合	１．町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ２．農作物の災害応急対策の指導に関すること ３．被災農家に対する融資及び斡旋に関すること ４．農業生産資材及び農家生活資材の確保及び斡旋に関すること ５．農産物の需給調整に関すること
小川町商工会 商工業関係団体	１．町が行う商工業関係被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること ２．災害時における物価安定についての協力に関すること ３．救援用物資及び復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること
社会福祉施設	１．避難施設の整備、避難等の訓練に関すること ２．災害時における収容者の保護に関すること
病院等	１．避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること ２．被災時の病人等の収容及び保護に関すること ３．災害時における負傷者の医療及び助産救助に関すること
金融機関	１．被災事業者等に対する資金の融資に関すること
文教施設	１．避難施設の整備及び避難等の訓練に関すること ２．被災時における教育対策に関すること ３．被災施設の災害復旧に関すること
生涯学習団体	１．応急対策についての協力に関すること

第５節　町民及び事業所の役割

広域的、同時多発的に発生する大規模災害等の場合、町及び防災関係機関は総力を挙げて防災対策を実施しますが、その能力には限界があります。このため、自らの生命は自ら守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」、町及び防災関係機関の防災対策「公助」の連携による防災体制を整備し、対策を実践していく必要があります。

町民は「自らの生命は自ら守る」という防災活動の原点に立ち、日頃から防災についての正しい知識と行動力を身につけ、また、食料の備蓄等自主的に災害に備えるとともに、災害時には防災関係機関の協力と指導のもとに可能な限り防災活動に参加し、町民自ら被害の軽減及び拡大の防止に努めることが大切です。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えに立ち、防災訓練等を通して地域における防災意識の高揚及び災害に対する備えの充実を図るとともに、災害発生直後における迅速な消火、救助等の応急活動を行います。

事業所は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施、非常用食料の備蓄等、災害に即応できる防災体制の充実に努めます。また、事業所内の従業員、利用者等の安全を確保するとともに、地域の防災活動への積極的な協力及び事業継続への備えに努めなければなりません。

第１　町民の果たす役割

町民が災害による被害を軽減し、拡大を防止するため、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりです。

１　平常時から実施する事項

（１）防災に関する知識の修得
（２）地域固有の災害特性の理解と認識
（３）家屋等の耐震性の推進、家具の転倒防止対策
（４）ブロック塀等の改修及び生け垣化
（５）火気使用器具等の安全点検、火災予防措置
（６）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確認
（７）飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
（８）各種防災訓練への参加
（９）地区防災計画の策定検討

２　災害発生時に実施が必要となる事項

（１）正確な情報の把握及び伝達
（２）出火防止措置及び初期消火の実施
（３）適切な避難の実施
（４）組織的な応急・復旧活動への参加と協力

第２　自主防災組織の果たす役割

自主防災組織が災害による被害を軽減し、拡大を防止するため、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりです。

１　平常時から実施する事項

（１）災害時の活動体制の整備
（２）年間活動計画の立案及び決定
（３）感染症防止対策を折り込んだ防災訓練の実施及び参加
（４）まちの安全点検、管理及び改善推進
（５）火災予防の呼びかけ、初期消火及び延焼防止
（６）避難計画の作成及び訓練
（７）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確認
（８）食料、資機材等の備蓄
（９）地区防災計画の策定検討

２　災害発生時に実施が必要となる事項

（１）要配慮者の救出及び救護
（２）初期消火、人命救助等の応急活動
（３）避難誘導
（４）災害情報及び町災害対策本部情報の把握及び広報
（５）地区内の被害状況の把握、町災害対策本部への連絡及び出動要請
（６）児童の引受及び一時保護
（７）応急時の生活維持活動（町との連絡、飲料水、食料、日用品の調達等）

第３　事業所の果たす役割

事業所が平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりです。

１　平常時から実施する事項

（１）防災責任者の育成
（２）建築物の耐震化の推進
（３）施設及び設備の安全管理
（４）防災訓練の実施
（５）従業員に対する防災知識の普及
（６）自衛消防隊の結成及び防災計画の作成
（７）地域防災活動への参加及び協力
　　（地区防災計画策定検討への協力を含む。）
（８）防災用資機材の備蓄及び管理

（９）飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
(10) 帰宅困難者対策
(11) 広告、外装材等の落下防止
(12) 事業継続計画の作成

２　災害発生時に実施が必要となる事項

（１）正確な情報の把握及び伝達
（２）出火防止措置及び初期消火の実施
（３）従業員、利用者等の避難誘導
（４）応急救助及び救護
（５）帰宅困難者対策
（６）ボランティア活動への支援

第６節　小川町の防災環境

第１　自然環境

１　位置

町は県の北西部に位置し、東西約 11km、南北約 10km、面積は 60.36 ㎢となっています。役場庁舎は東経 139 度 15 分 42 秒、北緯 36 度 3 分 23 秒で海抜 90.863m に位置しています。

町は比企郡に含まれ、東は嵐山町、西は秩父郡東秩父村、南はときがわ町、北は大里郡寄居町に隣接しています。

広域行政圏としては、比企広域市町村圏に含まれ、圏域内では、東松山市に次ぐ広域核都市となっています。

２　地形・地質

地形・地質は、密接な関係にあり、町を構成する地形である山地、台地及び低地ではそれぞれ構成する地質が異なっています。

丘陵を含む山地には、中新世の松山層群と呼ばれる比較的に軟質な岩盤と、石英閃緑岩、栃谷層、安戸古生層、御荷鉾緑色岩類、三波川変成岩類といった中生代から古生代の硬質な岩盤が分布しています。また、岩盤の境界には、断層が多く分布していますが、これらの断層は、地震を発生させる活断層ではありません。

低位段丘堆積物は、町内の台地を構成する堆積物で洪積層に分類されます。比較的最近の更新世に、川の作用で堆積した未固結の砂、礫及び泥からなり、その下部には岩盤が分布しています。

岩盤は、建物や構造物の基礎地盤や耐震的な地盤として良好です。それに対して低地では相対的に最近に堆積した沖積層が分布して、基礎地盤や耐震的な地盤として必ずしも良好とはいえない場合があります。しかし、これは一般的な傾向であり、沖積層であっても、その締まり具合や硬軟により、地盤の善し悪しに差があります。町では、砂礫が主体で、地下深部の比較的に浅い部分に岩盤が存在し、耐震的には比較的に良質な地盤といえます。

低地には、最後の氷期後現在までの海面上昇期（最近１万年前以後）に河川の作用で堆積した未固結の礫、砂及び泥からなる沖積層が分布しています。

３　気象

町は県のほぼ中央部にあり、関東平野の中央部に位置するため、典型的な太平洋岸式気候であり、冬は乾燥した北風あるいは北西風が吹きやすくなっています。

当地域の風況は、県の中では穏やかであり、煙は風向きが分かるくらいたなびく（0.3～1.5m/s）程度となっています。月別の平均風速は、最も強く風が吹く 2～3 月でも 1.9m/s 程度であり、年間の平均は 1.4m/s となっています。

降水量は全般的に少ないが、8～10 月に多く、12～2 月に少ない状況である。（鳩山地

域気象観測所の平年値より）

４　土砂災害

町は、外秩父の関東山地と関東平野が接する位置にあるため、地形、地質ともに変化に富んでいます。

地形の高度差は 820ｍあり、その中に山地、丘陵、台地、低地といった様々な地形を見ることができます。

町の中心位置には小川盆地が形成されていますが、ここは、笠山（842ｍ）に源を発する槻川と、金勝山の麓から流れ出した兜川に沿って形成され、市街地となっています。

山地は、最高峰の堂平山（876ｍ）を頂点として、東南は仙元山へ、西は官ノ倉山へと連なっており、これらはチャート等の古い岩石や地層により形成されています。（町勢要覧より）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57 号、以下「土砂災害防止法」）に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されています。

【 区域指定数 】　（令和４年１月１日現在）

土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	計
107（ 77 ）	153（ 44 ）	1（ 0 ）	261（ 121 ）

※（　）は、土砂災害特別警戒区域

第２　社会環境

１　人口等の状況

（１）人口・世帯数の推移

町の人口の推移を昭和55年から5年間隔でみますと、昭和55年27,045人から増加傾向を示していましたが、平成7年37,822人をピークに減少に転じ、令和2年には28,536人となっています。

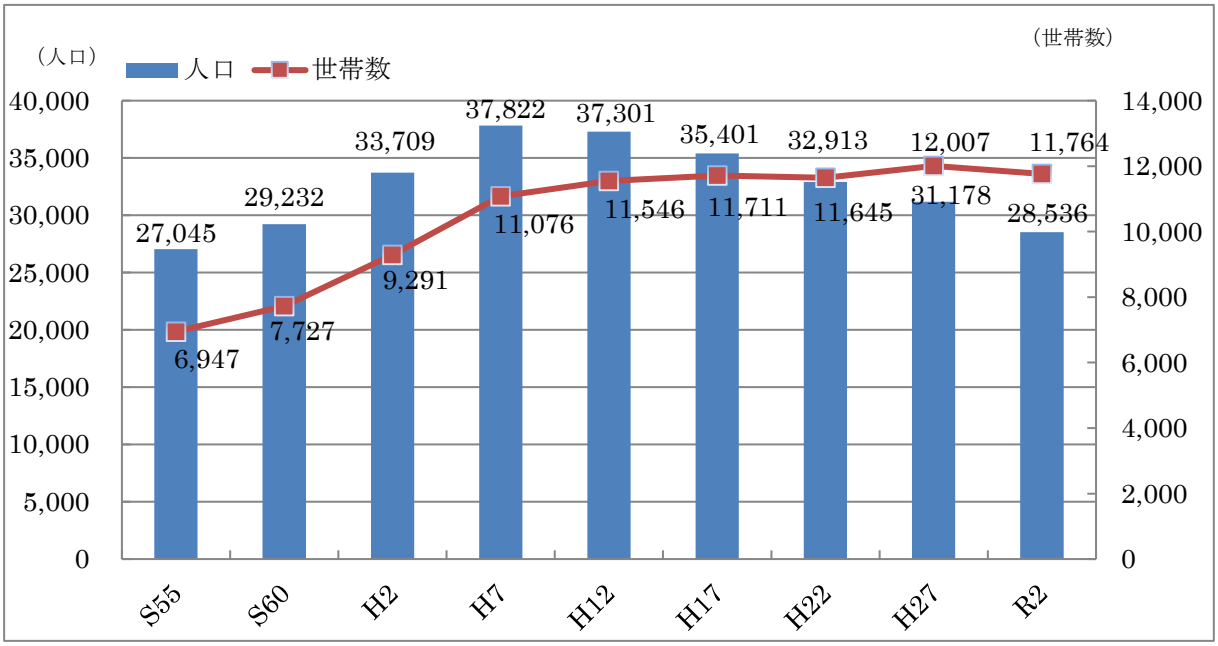

出典：Ｓ55～Ｒ2 国勢調査（各年 10 月）

（２）世帯当たり人員の推移

世帯当たり人員の推移は、昭和 55 年 3.89 人/世帯から令和 2 年 2.43 人/世帯と減少傾向となっています。

（３）昼夜人口

平成 27 年の国勢調査結果では、町外の通勤・通学先では、東京を中心とする他都道府県へ 1,847 人、県内の他市町村へ 8,681 人となっています。反対に流入は、他都道府県から 165 人、県内他市町村から 4,813 人となっています。

２　建物の状況

町全体建物 22,652 棟の建築年別では、旧耐震基準（昭和 56 年以前）の建築物が 9,798 棟で 43.3%、新耐震基準（昭和 57 年以降）の建築物が 12,754 棟で 56.7%です。

資料：小川町税務課（令和 3 年 1 月 1 日現在）

３　交通の状況

（１）道路

町の主要道路は、町を東西に横切る一般国道 254 号及びそのバイパス、主要地方道が熊谷小川秩父線及び飯能寄居線の 2 路線、一般県道が本田小川線等 5 路線あります。

平成 27 年度道路交通センサスによると、一般国道 254 号の昼間 12 時間交通量は、平日は約 1 万 2 千台であり、主要地方道熊谷小川秩父線では、平日は約 1 万台です。

（２）鉄道

町には、ＪＲ八高線及び東武東上線が通っており、竹沢駅、小川町駅、東武竹沢駅の

3 駅があります。

年間の乗車人員は小川町駅（ＪＲ八高線及び東武東上線）では約 209 万 8 千人、東武竹沢駅では約 14 万人です。1 日あたりの乗降客数は、小川町駅（東上線）9,899 人、東武竹沢駅 757 人です。

1 日あたりの乗降客数は、小川町駅 6,657 人、東武竹沢駅 830 人です。また、竹沢駅の 1 日あたり乗車人数（降車人数含まない）は 402 人です。

（資料：東武鉄道会社要覧 2021、ＪＲ東日本ホームページより）

（３）橋りょう

町の主要河川に架かる橋りょうは、槻川には切通橋、大河橋、馬橋をはじめとして 15 橋、兜川には兜川橋、下八幡橋をはじめとして 25 橋、館川には兎飼戸橋（うさぎがいとばし）、落合橋等 9 橋、市野川には市野川橋等 13 橋、新川には高橋等 13 橋が架かっています。

４　土地利用の状況

町土地利用の推移は、ここ数年あまり大きな変化はなく、「その他」の分類での微増と、「農用地」が微減です。

町の市街化区域は、町全体の約１割程度であり、その約半分を第一種低層住居専用地域と第一種住居専用地域が占めています。第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域は、新興住宅地である東小川地区、みどりが丘地区等に対して指定されています。

※資料１－４　気象観測結果
　○寄居平年値（年、月ごとの値）詳細（風）、日最大風速の最大値
　○鳩山平年値（年、月ごとの値）詳細（風）、日最大風速の最大値
　○月別日最大降水量の最大値
　○月別日最大１時間降水量の最大値
　○年別気象概況・小川消防署
　○月別気象概況（令和元年）・小川消防署
※資料２－１　地目別面積の推移
※資料２－２　都市計画用途地域別面積
※資料２－５　主要道路一覧

第７節　風水害の災害特性及び対策方針

第１　風水害の災害特性

町における大規模な風水害は、これまで昭和 22 年のカスリーン台風と昭和 41 年の台風 26 号によるものでした。これらの風水害は、埼玉県内だけでも広い範囲で大規模に発生しています。

近年では大規模な風水害はありませんでしたが、令和元年東日本台風により多数の被害が発生しました。

本町は、山や丘陵に囲まれ形成されていることや槻川、兜川、館川、市野川、新川の５つの一級河川が流れていることから、山間部での土砂崩れや河川沿いでの浸水被害などの発生が懸念されます。

１　過去の災害履歴

（１）昭和 22 年カスリーン台風

昭和 22 年（1947 年）９月 14 日から 15 日にかけて、県は台風による大雨で大洪水に見舞われました。これは、大正、昭和を通じて最大の水害で、明治 43 年以来の大災害でありました。

台風の北上につれて、本州沖の前線が次第に活発となり、県内では 14 日朝から降り出した雨が、夜のはじめ頃から本格的な強雨になりました。翌 15 日午後、盆を覆えすような豪雨になり、秩父では日降水量 519.7㎜（15 日）、1 時間降水量 78.0㎜（15 日）を記録しました。これによる大雨のため、荒川は 15 日 14 時 30 分ごろ、田間宮村（現在の鴻巣市）で決壊、19 時 30 分、熊谷市久下新田で決壊しました。また、利根川の東・原道鏡（現大利根町）を始め、県内の中小河川で 50 余箇所が決壊しました。はん濫した濁流は北埼玉地方に進入し、田畑や家屋、人命に多大の損害を与えながら南下し、16 日夜に入って白岡付近で荒川からの濁流と合流し、17 日 2 時には 3 ㎞の水幅で春日部に達し、同日 5 時には吉川町（現吉川市）に達しました。

これにより、県下 316 市町村の 72％の 228 市町村、被災人員 348,827 名に及びました。なかでも、北埼玉及び北葛飾地区が最も大きな被害を受けました。

町でも、槻川と兜川との合流地点を中心に地盤の低い地域に浸水しましたが、市野川では浸水の発生はありませんでした。

県の被害状況を以下に示します。

【 カスリーン台風による被害（埼玉県） 】

項目	被害内容
人的被害	死者：101 名、負傷者：1,430 名
住家被害	全壊：725 棟、半壊：2,116 棟、流失：396 棟
住家浸水被害	床上：44,855 棟、床下：34,647 棟

【 浸水実績図（昭和 22 年 9 月カスリーン台風） 】

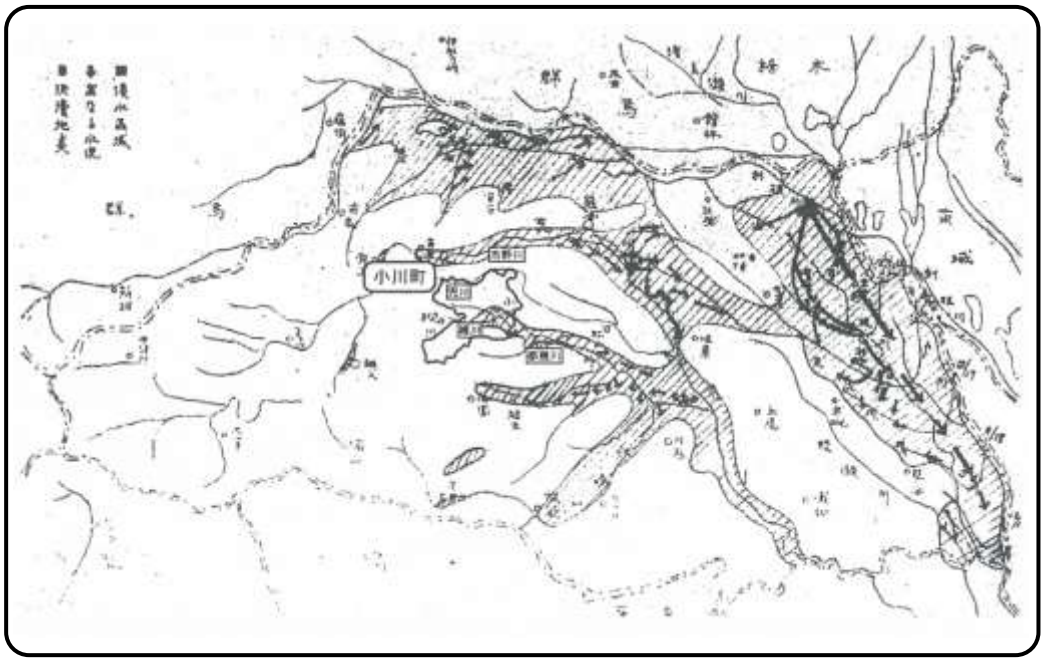

出典：「埼玉県の気象百年」平成 8 年 12 月、（財）日本気象協会北関東センター

（２）昭和 41 年台風 26 号

昭和 41 年 9 月 25 日襲来した台風 26 号は、25 日 0 時すぎ静岡県御前崎に上陸、県北西部を北上したため強風と大雨を伴い、県下全域に家屋倒壊、浸水地域、また、土砂崩れ等人的、物的に大きな被害をもたらしました。

県下の被害状況は、県北部の大里、児玉地区、県西部の入間、比企地区が風によるものであり、県南部北足立地区は豪雨による浸水地域となっています。なかでも県北部大里地区の寄居町と深谷市を結ぶ線上から群馬県寄りの本庄市児玉地方一帯が特に激しい風が吹き県下最大の被害を受けました。

なお、被害は記録的な暴風による家屋倒壊が大きかったのですが、原因は、最大瞬間風速 40 m/s 前後の暴風が県北西部を通り抜けたことにありますが、その他に

・農村の家屋は、上部が重いワラやカワラぶきでしかも老朽家屋が多かったこと。
・災害はあまり受けたことがない県民としては、まさかという油断で、家屋の補強をする人が少なかったこと等があります。

この災害で県及び市町村は災害対策本部を設置し、本町を含め、さいたま市、戸田市、志木市、富士見市、川越市、所沢市、入間市、狭山市、坂戸市、毛呂山町、越生町、鶴ヶ島市、日高市、飯能市、東松山市、滑川町、嵐山町、ときがわ町、鳩山町、川島町、吉見町、秩父市、横瀬町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、本庄市、神川町、上里町、美里町、熊谷市、深谷市、寄居町、鴻巣市、行田市、羽生市、加須市の 38 市町村（当時の行政区では 52 市町村）に災害救助法を適用し救助に当たるとともに、住宅の復興等全般にわたって復旧要綱を決定し、県政史上いまだかってない大規模な救助活動を実施しました。

【 昭和 41 年台風 26 号による被害 】

項目	埼玉県全体	小川町
人的被害	死　　者：　　28 人 負 傷 者：　727 人 被害人員：442,358 人	死　　者：　　1 人 負 傷 者：　27 人 被害人員：　7,569 人
住家被害	全　　壊：　1,242 戸 流出家屋：　　1 戸 半　　壊：　6,699 戸 一部破損：　80,262 戸 床上浸水：　740 戸 床下浸水：　10,548 戸	全　　壊：　39 戸 流出家屋：　—戸 半　　壊：　53 戸 一部破損：　1,203 戸 床上浸水：　115 戸 床下浸水：　372 戸
公共土木被害	2,974 箇所	97 箇所

出典：「埼玉県地域防災計画（資料編）」平成 17 年８月　埼玉県防災会議
　　小川町資料

（３）令和元年東日本台風

令和元年（2019 年）10 月 12 日昼頃から北北東に進路を変え、19 時前に大型で強い勢力のまま伊豆半島に上陸しました。

その後も北北東に進み、夜遅くには県南東部、東北地方を通過し、13 日未明に福島県沖に達しました。

静岡県、新潟県、関東甲信、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となりました。本町においてもパトリアおがわに設置されている県の雨量計で 24 時間 476 ミリを記録する豪雨となり、槻川沿いの護岸崩落、水路阻害、流木、林道崩落、土砂崩れ、建物への床上・床下浸水、道路冠水、農業被害など大きな被害となりました。

10 月 11 日から降り始めた記録的な大雨により、町は 10 月 12 日 11 時に避難準備情報、同日 13 時 40 分に避難勧告、10 月 12 日 15 時 30 分には大雨特別警報が発表され、町はただちに災害対策本部を設置し、さらに同日 17 時に避難指示（緊急）を発令し、住民に避難を呼びかけるとともに災害対応にあたりました。避難所については、10 月 12 日 9 時に自主避難所 4 か所開設、11 時に指定緊急避難場所 27 か所を開設しました。避難者数は同日 20 時時点で最大 1,443 人となりました。13 日 10 時 30 分に避難指示（緊急）を解除しました。

この災害により埼玉県内では、本町を含めさいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、八潮市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町の 48 市町村に災害救助法が適用され、被災者生活支援法は全 63 市町村に適用されました。

【令和元年東日本台風による主な被害】

項目	被害状況
人的被害	中等症：1 人
住家被害	半壊：13 棟 一部損壊（準半壊）：10 棟 一部損壊（10%未満）：46 棟 計：69 棟（そのうち、床上浸水 29 棟、床下浸水 27 棟）
住家以外の被害	物置・倉庫：38 件、工場・作業所：7 件、店舗・事務所：8 件、 自動車：13 件、その他：45 件
道路、水路、河川 などの被害	道路、水路、河川など：239 件 山林土砂崩れ：13 件
農林業被害	農業施設被害：59 件 農産物被害：14 ヘクタール 林業被害（林道）：58 件

２　水害危険区域

高水時（河川等の水位が高い時）に水が河川からはん濫した結果起こる災害を洪水害と呼びます。洪水害には河道から水が溢れ出したり（溢水）、堤防が切れたり（破堤）して起こる外水はん濫と、堤内地の排水不良からおこる内水はん濫とがあります。

町の場合、前述した昭和22年のカスリーン台風による洪水被害以降、洪水による大きな被害はありませんでしたが、令和元年東日本台風による記録的な大雨により、特に槻川沿いで護岸の崩落、越水・溢水による道路冠水、農林業被害、家屋への浸水など多数の大きな被害が発生しました。

町の市街地のほとんどは槻川と兜川に沿って形成されていることや、気候変動によって雨の量や降り方が変化することにより、今後、水害の可能性が増大してくると考えられます。

第２　河川、ため池及び下水道の概況

１　河川

小川町の河川は、荒川水系の市野川と荒川水系の都幾川の支流である槻川、兜川に大きく分けられます。

（１）槻川は、東秩父村南部の定峰峠北方に水源を発して、町内を西から東へ流れて嵐山町で都幾川に注ぐ、町内を流れる川では最も流量が多く、防災上重要な河川といえます。

（２）兜川は、小川町北西に水源を発して、町内北西から南西に流れて小川橋下流で槻川に合流します。

（３）館川は、町内南西端の堂平山東方に水源を発して、赤木、館を通って腰越で槻川に注ぐ、町内では勾配の急な河川です。

（４）市野川は、寄居町東部の小川町との境界付近に水源を発して、嵐山町との境界を流れて川島町で荒川に注ぎます。

（５）新川は、みどりが丘東方の高谷より水源を発して、上横田を縦断して下横田の北側

で市野川に合流します。

【 県管理河川（小川町関連） 】

水系		河川名	管理上流端	管理下流端	延長（km）	流域面積（㎢）
荒川	都幾川	槻　川	東秩父村大字白石	嵐山町都幾川合流点	24.90	86.40
		兜　川	小川町大字勝呂字片瀬	小川町槻川合流点	6.90	16.90
		館　川	小川町大字腰越字赤木	小川町槻川合流点	2.10	8.78
	市野川	市野川	寄居町大字牟礼	川島町荒川合流点	38.16	146.60
		新　川	小川町大字高谷字宮子	小川町市野川合流点	2.60	4.00

※槻川の町内分 11.4 ㎞　　市野川の町内分 5.8 ㎞

２　ため池

町内には、77 箇所のため池が存在します。この内、32 箇所のため池が防災重点ため池として指定されています。

【 ため池、防災重点ため池一覧表 】

※資料２－24　ため池一覧　を参照

※資料２－25　防災重点ため池一覧　を参照

３　下水道

下水道は、水環境の保全、快適で安全な生活環境の確保等、まちづくりを進める上で欠かすことのできない重要な施設です。

町では、公共下水道事業で整備する区域と農業集落排水事業で整備する区域とに区分し、両区域外については、合併処理浄化槽設置補助事業により整備を進めています。しかし、公共下水道の整備が長期にわたる地区については、暫定的に合併処理浄化槽としています。

公共下水道は、平成 11 年に東小川地区、平成 13 年に下里地区で中継ポンプ場が完成したことにより、駅前周辺と大豆五駄地区で供用を開始し、計画的に事業の推進を図っています。

農業集落排水事業については、平成 9 年に奈良梨地区と上横田地区、平成 13 年に後伊地区、平成 19 年度に新川地区で供用を開始しています。

また、雨水についても排水対策の充実を図るとともに、その有効利用を推進していく必要があります。

し尿処理施設は、平成 7 年に小川地区衛生組合が嵐山町内に池ノ入環境センターを建設し、1 日の処理能力は 100 キロリットルです。

第３　土砂災害対策

県は、土砂災害の危険箇所について土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定し、土砂災害が及ぶ範囲を明らかにします。

町は、区域指定に協力するとともに、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制の整備を図ります。

また、町は、太陽光発電設備に関する条例の制定により、事業区域内の土砂・汚泥の流出や水害等の災害発生の防止に努めます。

第４　風水害対策

１　風水害対策の基本的考え方

風水害とは、台風、低気圧、竜巻等がもたらす強風による災害と大雨による災害を総称したものです。

町は、これら風水害に対して、災害予防、災害応急対策、災害復旧を総合的かつ計画的に行うことを目的とし、災害対策基本法に基づき、風水害対策に係る計画を策定するものです。

町及び防災関係機関は、総力を結集し、町に発生した風水害から町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉を確保します。

２　風水害対策の目標

本計画は、町域において過去に発生した風水害の状況等から、原則として町に最も大きな被害を及ぼすと考えられる風水害及び近年被害が多発している短時間に局所的に発生する集中豪雨に対して対応できる計画を目指します。

町では、近年において大規模な風水害は発生しておりませんでしたが、令和元年東日本台風による被害を教訓に、台風及び記録的な大雨により生じる浸水被害及び土砂災害に対する風水害対策を計画の目標とします。

※資料１－３　大雨・暴風・大雪被害状況（昭和 57 年～令和元年）
※資料１－５　浸水想定区域

第８節　地震被害想定及び対策方針

第１　地震被害想定

町に影響を及ぼした地震としては、昭和６年の西埼玉地震及び平成23年の東日本大震災があげられます。

過去の経験を踏まえ、首都直下地震に備えた県の防災対策の見直しを目的として実施された、埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）に基づき整理します。

１　過去の災害履歴

（１）西埼玉地震（昭和６年）

小川警察署管内における被害は、町内（1 町 3 村合わせて）で、人的被害は重傷者 1 名、軽傷者１名、建物被害は全壊０棟、半壊７棟、損害見積額は550円（昭和６年当時）でした。

（２）東日本大震災

町内における被害は、人的被害は 0 名、建物被害（一部破損）が 150 棟であり、その他ブロック塀の傾き、街路灯倒壊、石垣のひび割れ等の被害がありました。

２　想定地震

中央防災会議及び地震調査研究推進本部の最新の成果を参考にして、以下の 5 つの地震が想定地震として設定されています。

【 埼玉県地震被害想定調査における想定地震の一覧 】

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ
東京湾北部地震	7.3	海溝型地震
茨城県南部地震	7.3	
元禄型関東地震（相模湾～房総沖）	8.2	
関東平野北西縁断層帯地震	8.1	活断層型地震
立川断層帯地震	7.4	

３　被害想定

想定される被害は、関東平野北西縁断層帯地震が最大です。立川断層帯地震では、比較的小規模な被害が想定され、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震では、帰宅困難者の発生以外には、大きな被害はないと想定されています。

【 埼玉県地震被害想定調査における小川町の被害想定結果】

想定項目				東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震			立川断層帯地震	
							破壊開始点			破壊開始点	
							（北）	（中央）	（南）	（北）	（南）
最大震度				5弱	5弱	5弱	6強	7	7	5強	5強
液状化可能性（%）				0	0	0	0	0	0	0	0
急傾斜地の崩壊	ランクA（斜面被害の危険性が高い）			0	0	0	39	30	34	0	0
	ランクB（斜面被害の危険性がやや高い）			0	0	0	17	25	21	0	0
	ランクC（斜面被害の危険性が低い）			96	96	96	40	41	41	96	96
建物被害	全壊数（棟）（揺れ＋液状化＋急傾斜地＋火災）	冬 5 時		0	0	0	546	412	356	0	0
		夏 12 時		0	0	0	551	417	361	0	0
		冬 18 時		0	0	0	586	453	376	1	1
	半壊数（棟）（揺れ＋液状化＋急傾斜地）			0	0	0	958	838	875	0	0
屋外危険物	ブロック塀倒壊数（箇所）			1	0	0	1,430	1,430	1,486	29	93
	自動販売機倒壊数（箇所）			0	0	0	14	14	13	0	0
	落下物発生建物数（棟）			0	0	0	349	251	215	0	0
火災焼失数（棟）		冬 18 時	8m/s	0	0	0	45	47	24	1	1
人的被害	死者（人）	冬 5 時	8m/s	0	0	0	36	27	23	0	0
		夏 12 時	8m/s	0	0	0	12	9	8	0	0
		冬 18 時	8m/s	0	0	0	21	16	14	0	0
	負傷者（人）	冬 5 時	8m/s	0	0	0	224	186	182	0	0
		夏 12 時	8m/s	0	0	0	141	116	110	0	0
		冬 18 時	8m/s	0	0	0	149	124	119	0	0
要救助者（人）		冬 5 時	8m/s	0	0	0	96	72	62	0	0
		夏 12 時	8m/s	0	0	0	44	33	29	0	0
		冬 18 時	8m/s	0	0	0	62	47	40	0	0
ライフライン	停電率（%）			0	0	0	17.6	13.3	11.5	0	0
	電話回線不通率（%）			0	0	0	0.6	0.5	0.3	0	0
	断水人口・1日後（人）			0	0	0	14,831	13,945	12,980	0	0
	下水道機能支障人口（人）			2	90	2	4,910	4,876	4,778	706	773
避難者	避難所避難者（人）	1日後		0	0	0	810	641	558	1	1
		1週間後		0	0	0	1,184	1,015	913	1	1
		1か月後		0	0	0	1,108	953	836	0	0
	避難所外避難者（人）	1日後		0	0	0	540	427	372	0	1
		1週間後		0	0	0	1,184	1,015	913	1	1
		1か月後		0	0	0	2,585	2,224	1,950	1	1
帰宅困難者（人）		平日 12 時		1,873	971	1,666	4,115	4,105	4,115	2,801	2,691
		休日 12 時		2,050	908	1,873	3,702	3,702	3,702	2,596	2,502

第２　震災対策の方針

１　震災対策の基本的考え方

震災対策を進めるにあたっての基本的考え方としては、県の被害想定を参考に想定地震における被害特性を反映させて策定します。

２　震災対策の目標

（１）建築物耐震化の促進

地震における人的被害の多くは、倒壊建物によるものであることから、建築物耐震化を促進します。

耐震改修の促進にあたっては、耐震診断、耐震改修をより推進し、建築物耐震化率の目標としては、住宅の耐震化率 95%、多くの者が利用する特定建築物の耐震化率のうち町有特定建築物 100%、民間特定建築物 95%とします。

（２）避難体制の充実、強化

地震時に町民が適切な避難行動を行えるよう、自主防災組織等とも連携し、日頃から啓発活動を実施し、訓練を通じた習熟を図ります。

また、高齢者、障害者等が迅速及び円滑に避難することができるよう、避難行動要支援者名簿の作成、活用、避難支援等関係者等への啓発、訓練等を実施します。

（３）地域防災力の向上

町民と自主防災組織、学校等が連携して、災害に立ち向かうために地域におけるマップの作成、避難訓練、備蓄の啓発促進等の予防対策を実施することにより、地域防災力の向上を図ります。

（４）備蓄の促進

町は、大規模災害時には、食料、生活必需品等の流通が円滑に行われなくなることが予想されるため、備蓄しながら消費する方式等の採用により「最低でも 3 日間、可能であれば１週間（7 日間）程度の備蓄」を行うことを啓発します。

町の目標備蓄数量は、共通編第２章第８節非常用物資対策　第１食料・飲料水・生活必需品の備蓄を参照。

※資料１－１　西埼玉地震の概要及び小川警察署管内における被害一覧
※資料１－２　東日本大震災の概要及び小川町内における被害

共　通　編

第２章　災害予防計画

第１節　活動体制の整備

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害の応急対策及び復旧を迅速かつ有効に実施するため、組織・体制を整備し、防災関係機関相互の連携強化、施設・設備の整備、資機材・物資の備蓄及び点検に関する計画を定め、防災体制の充実を図ります。

第１　町職員の初動体制の整備（防災地域支援課、各課共通）

１　初動配備体制の整備

（１）大雨、暴風による風水害又は土砂災害が見込まれる場合には、あらかじめ定めた配備基準に基づき、待機体制、警戒体制（第１配備、第２配備）、非常体制の体制整備を図ります。

（２）震度４以上の地震時には、勤務時間外であっても、自動的に防災体制を立ち上げるべく初動体制の整備を図ります。

（３）大規模火災、大雪、大規模事故等による災害が見込まれる場合には、風水害応急対策又は震災応急対策に準じ、初動体制の整備を図ります。

２　防災要員の配備

（１）大雨、暴風による風水害又は土砂災害が見込まれる場合には、あらかじめ定めた配備基準に基づき、防災要員を配備します。

（２）震度４以上の地震時には、迅速に所定の部署に参集し、速やかに情報収集に当たる防災要員を配備するものとします。そのため、防災要員の選定に際しては、所属部署だけでなく居住地にも配慮します。

３　緊急連絡機器の整備

勤務時間外における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員に対して携帯電話等を所持させる対応を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進します。

第２　タイムライン、活動マニュアルの整備（防災地域支援課、各課共通）

町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、災害発生直後の初動期、及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるようタイムライン（事前行動計画）を作成し、各部においては実践的な活動マニュアルを作成し、周知を図ります。

また、組織改編、人事異動、本計画の修正に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正します。

第３　行政機能維持対策（防災地域支援課、各課共通）

町、県及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の維持のため、災害時に必要となる人員、資機材等を必要な場所に的確に投入するため

の事前の準備体制及び事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、行政機能の継続性確保を図ります。

第４　町職員の防災教育（防災地域支援課、各課共通）

平常時から職員に対し、本計画に対する十分な知識の修得を図るとともに、その知識に基づく適切な判断力及び行動力の充実を図るため、以下の防災教育を計画的に実施します。

１　現地訓練の実施

応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練等の各種訓練を継続的に実施します。

２　研修会、講演会の実施

学識経験者、防災関係機関の担当者等を講師として研修会を実施します。

３　活動マニュアルの周知

活動マニュアルの周知を図ります。

第５　広域応援協力体制の整備（防災地域支援課）

町は、大規模災害時に相互援助を目的として、他市町村及び防災関係機関と広域応援・受援体制の整備を推進します。

１　他市町村との間の広域的な相互応援

町は、広域応援が円滑に実施できるよう協定内容の充実を図るとともに、必要に応じ新たな協定の締結に努め、広域応援体制の充実を図ります。

２　町と防災関係機関の応援協力

町は、災害時に防災関係機関への応援要請の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知を図るとともに、平常時からの訓練、情報交換等を実施します。

３　職員派遣要請に対応するための体制整備

町職員の派遣要請を受けた場合に、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ関係資料を整備し、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアルに整備します。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとします。

４　公共的団体等との協力体制の確立

町は、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者と協力体制を整えるものとします。

（１）異常現象、危険な場所等を発見したときに防災関係機関へ連絡すること
（２）災害時における広報等に協力すること
（３）出火の防止及び初期消火に協力すること
（４）避難誘導及び避難場所内での救援に協力すること
（５）被災者の救助業務に協力すること
（６）炊出し及び救援物資の調達配分に協力すること
（７）被害状況の調査に協力すること
（８）衣料品及び寝具の調達に協力すること

５　事業所等との協力体制の確立等

町は、災害時に町が行う応急・復旧対策活動に関して、事業所から必要な物資、資機材等の優先的な供給を得られることができる協定の締結に努めます。

また、県では「埼玉県地域防災サポート企業・事業所登録制度」により、企業及び事務所が災害時に地域と協力して防災、救助活動等を実施する体制を整備しており、県の協力のもと、平常時から登録企業と協議及び調整を図り、災害時の協力体制について協定の締結に努めます。

事業所は、災害時に事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続、又は、早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段等をまとめた事業継続計画（ＢＣＰ）を作成するよう努めます。

６　応援受入体制の整備

町は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部からの応援を迅速かつ円滑に受け入れるため、あらかじめ受入体制を整備します。

【想定される応援（例示）】
・自治体間相互応援協定に基づく人的・物的応援
・国によるプッシュ型の物的支援
・緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊の災害派遣部隊等による応援
・総務省「応急対策職員派遣制度」による応援
・その他国が関与して全国的に行われる人的応援…国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE)、総務省の災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM)、災害派遣医療チーム（DMAT)、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT)、災害建築物危険度判定、下水道、水道、廃棄物処理　等
・防災関係機関等における応援
・公共団体による応援
・ボランティア

（１）町、県が行う対策

ア　外部からの応援を迅速かつ円滑に応援を受け入れる体制を確保するため、広域受援計画の作成に努めます。

イ　応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めます。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行います。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染対策のため、適切な空間の確保に配慮します。

ウ　消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備します。

エ　情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確に努めます。

※資料５－４　災害時における応援協定一覧

第２節　情報収集・伝達体制の整備

町、県及び防災関係機関は、迅速かつ的確に防災対策を実施するため、総合的な災害情報システムを構築するものとします。

第１　災害情報連絡体制の整備（防災地域支援課）

１　災害情報ネットワークの構築

町、県及び防災関係機関は、災害情報を迅速に収集及び伝達するとともに、情報を共有化できる情報ネットワークの構築に努めます。

災害情報ネットワークは、次頁に示す全体構成図のとおりです。

２　通信連絡体制の確立

町、県及び防災関係機関は、通信連絡体制を確立するとともに、町は、防災地区拠点、医療拠点、避難所等に情報を伝達するための体制を確立します。

３　緊急速報エリアメール及び町メール配信サービスの活用

町は、災害時の情報提供手段の一つとして、携帯電話事業者が運営する緊急速報エリアメール及び登録制メール配信を活用します。

４　通信連絡方法

通信連絡は、通信網の多ルート化を進めます。

（１）固定電話、携帯電話、ファクシミリ、Ｅメール
（２）県災害オペレーション支援システム、県防災行政無線（地上系・衛星系）
（３）町防災行政無線、緊急速報エリアメール、登録制メール

【 災害情報連絡体制の全体構成 】

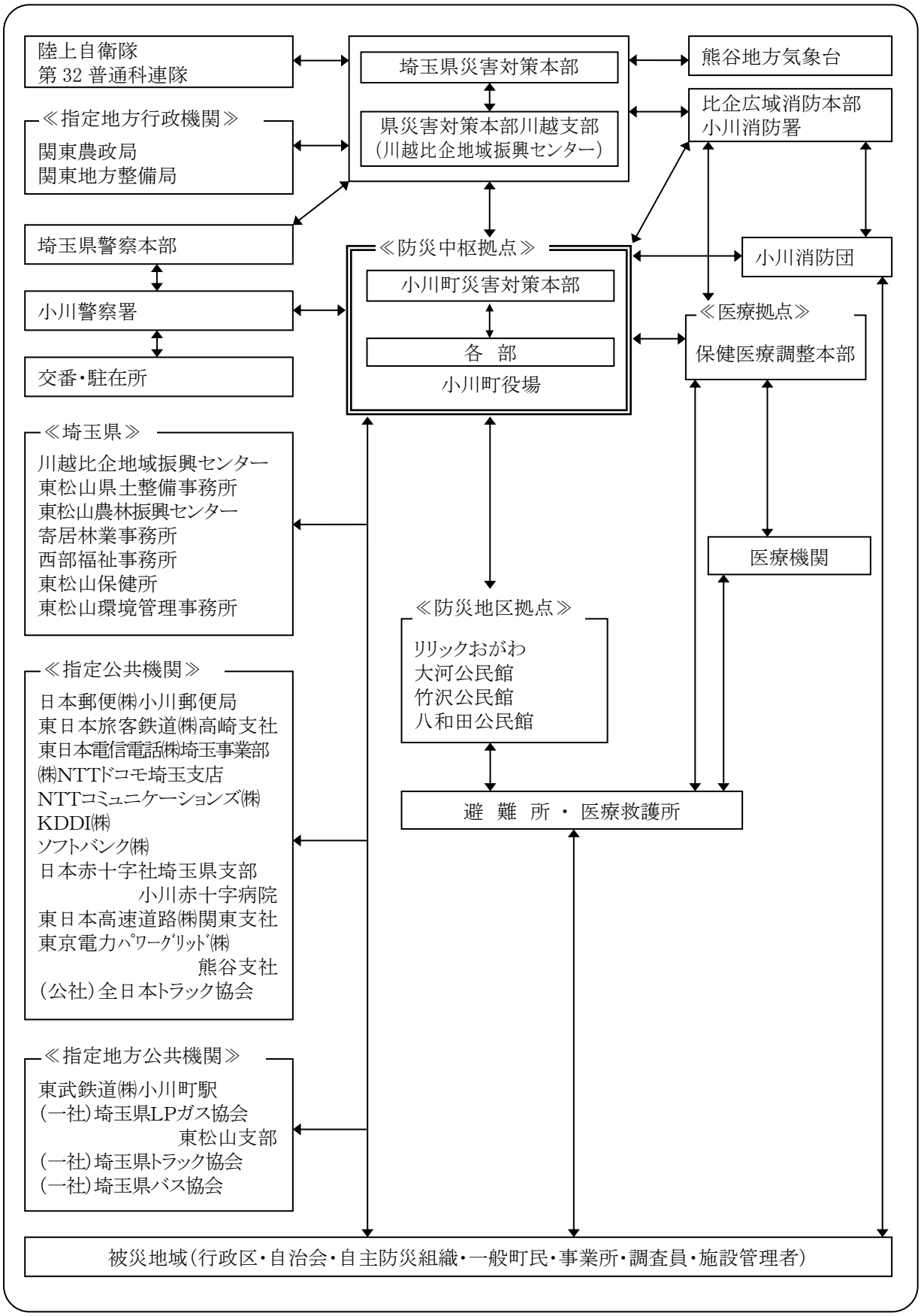

第２　被害情報の早期収集体制の整備（防災地域支援課、各課共通）

災害発生直後の被害状況を把握するため、関係各課による情報収集を行うとともに、自主防災組織等からの通報システムの整備による情報収集体制の整備を図ります。

１　関係各課による情報収集

各課は、関係する施設、建物等の被害状況の情報収集を行うものとします。また、情報収集に係る装備機器の充実を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努めます。

２　その他の情報収集

町は、災害時に円滑に被害状況を把握するため、以下の情報収集システムの整備に努めます。

（１）自主防災組織及び行政区・自治会からの通報システム

（２）町防災行政無線システム

第３　通信施設の整備（防災地域支援課、政策推進課）

１　防災行政無線のデジタル化の推進

町は、災害時の情報収集・伝達体制の強化を図るため、同報系防災行政無線の機能向上と移動系無線のデジタル化を図ります。

２　通信施設の安全対策

災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備、可搬型電源装置等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施します。

また、災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施すものとし、バックアップ体制を整備します。

３　公衆無線ＬＡＮ環境の整備

災害時にメールや電話等の通信に対し、通話制限等がなされた場合を想定し、災害時に有効な通信手段の確保として、公衆無線ＬＡＮ環境を整備します。また、これらの定期的なメンテナンスを実施します。

第４　情報処理分析体制の整備（防災地域支援課、各課共通）

１　災害情報の種類

災害時に得られる情報について迅速な処理及び分析が行えるよう、処理及び分析体制を整備します。

（１）災害時に取り交わされる情報

ア　観測情報：地震計等観測機器からの情報

イ　被害情報：物的被害、人的被害、機能被害、帰宅困難者に関する情報
ウ　安否情報：避難者、要配慮者等に関する情報
エ　措置情報：町、県及び防災関係機関の行う対策に関する情報
オ　生活情報：ライフライン等生活に関する情報

（２）事前に準備すべき情報
ア　地域情報：地形、地質、人口、建物、公共施設等の情報
イ　支援情報：防災組織、対策手順、基準等の情報

２　災害情報データベースの整備

町は、平常時から災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用できるような災害情報データベースの整備を検討します。

なお、災害情報データベースシステムの整備にあたっては、地理情報システムを活用し、地形、地質、災害履歴、建築物、道路、鉄道、ライフライン、指定緊急避難場所、指定避難所、防災施設等のデータを保有するよう努めます。

また、災害発生等により破壊されたデジタルデータ、ハードシステムが復元できるように二重保管、復元バックアップデータの確保等の復旧システムの構築を図ります。

３　災害情報シミュレーションシステムの整備

町は、データベースを活用した人的被害、建物被害の想定、避難、救助、復旧及び意思決定を支援するシミュレーションシステムの整備を検討します。

第５　報道機関との連携（防災地域支援課、総務課）

災害時には、避難情報、ライフライン復旧状況等、町民が知りたい情報を早く的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要があります。

テレビ、ラジオ等による情報伝達は、大きな効果が期待できる広報媒体であるため、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用により報道機関との連携に努めます。

第３節　水防・土砂等災害対策

町及び防災関係機関は、水害、土砂災害、風害等から町民の生命及び財産を守るため、予防対策の推進を図るとともに、警戒避難体制の整備に努めます。

第１　水害予防計画（防災地域支援課、環境農林課、建設課）

１　河川・ため池の整備

（１）河川・水路の整備

河川及び水路については、治水対策を推進するとともに、一体の環境をなす森林についても、砂防・治山対策等を推進します。また、埼玉県が公表した洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川における水害リスク情報図を基に、町内対象河川についてハザードマップを作成し、水害リスク情報の周知に努めるとともに水害に伴う被害の軽減を図ります。

（２）ため池の整備

ため池の中の内、防災重点ため池に指定されたものについては、耐震調査を実施します。また、ハザードマップの作成、公表等を行い、防災訓練を通して警戒避難体制の整備を図ります。

２　水防用資機材の整備

町は、水害時の水防活動に必要な資機材を整備し、維持管理に努めるものとします。

第２　土砂災害対策（防災地域支援課、環境農林課、建設課、都市政策課）

町は、県と協力し、町民の生命、財産等に甚大な被害が生じるおそれのある急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等の土砂災害対策として、あらかじめ、警戒区域、危険箇所の指定及び周知に努めることにより、発生に伴う人的被害の軽減を図ります。

１　土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域対策

（１）町は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に対する避難場所、避難経路、情報伝達、避難訓練に関する事項について定め、ハザードマップの作成、公表、配布等を行い、防災訓練を通して警戒避難体制の整備を図ります。

（２）町は、土砂災害警戒区域内に存在する要配慮者利用施設の所有者又は管理者と協力し、土砂災害に関する避難確保計画に基づく警戒避難体制を整備します。

【 土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設 】

資料２－23　土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設　を参照

２　地すべり予防対策

昭和33年制定の地すべり等防止法により、その対策事業を推進するとともに危険箇所の周知に努めます。

地すべり防止区域では、地下水を増加させる行為、地表水の浸透を助長する行為、のり切、切土及び工作物の設置等の地すべりの原因となる行為の制限を行います。

３　急傾斜地の予防対策

県は、崖崩れ災害による被害から人命を守るため、土砂災害特別警戒区域のうちから急傾斜地崩落危険区域を指定し、崩落防止工事等の対策工事の推進を図ります。

町は、町民に対して、危険箇所の周知に努めます。

４　山腹崩壊危険地区の予防対策

国の森林環境保全事業計画に基づき、荒廃山地や山地災害危険地区を対象に災害に強い安全な地域づくりを目指した治山事業の推進を図ります。

５　土石流危険渓流の予防対策

公共施設等の存する渓流について、堰堤等の設置を推進するものとします。また、土石流災害から人命を保護するため、警戒避難体制の整備に努めます。

６　造成地の予防対策

町は、大規模盛土造成地の分布等についての広報、啓発及び調査を行い、防災意識の醸成を図ります。

また、造成地は、巡回等により違法開発行為の取締り、梅雨・台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施します。

第３　竜巻・突風対策（防災地域支援課、各課共通）

１　竜巻に関する知識の普及

町は、竜巻の発生メカニズム、対処方法、竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト等について、ホームページ、広報誌、リーフレット等を利用し、町民への普及啓発を行います。

２　被害防止対策

公共施設、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラスの破損に対する対策及び耐風対策を進めます。

町民に対しては、ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止、屋内における退避場所の確保等の予防対策の啓発を行います。

また、低コスト耐候性ハウスの導入等の農業被害軽減策を検討します。

※資料１－10　急傾斜地崩壊危険箇所　　※資料１－11　地すべり危険箇所
※資料１－12　山腹崩壊危険地区　　※資料１－13　地すべり危険地区
※資料１－14　土石流危険渓流箇所　　※資料１－15　崩壊土砂流出危険地区
※資料１－16　砂防指定地　　※資料１－17　土砂災害警戒区域

第４節　消防・火災予防

町及び消防本部は、火災はもとより、建物、施設構造物やブロック塀の倒壊を始め、看板、窓ガラス等の落下による多数の救急及び救援を要する事態について、防災関係機関と連携を図り、救急及び救援に万全を期します。

第１　消防体制の整備（消防署）

１　消防力の強化・充実

消防力の整備指針に基づく体制を目標とし、消防施設や車両及び資機材等の整備をしていきます。

（１）消防本部・消防署の整備

ア　市街地の拡大に対応し、消防装備の充実強化を図るとともに、消防職員の増強や資質の向上に努めます。

イ　停電に備え、比企広域消防本部、消防署及び分署の非常用電源を計画的に更新整備します。

ウ　消防救急デジタル無線施設及び通信指令施設を計画的に更新整備します。

エ　消防本部及び消防署、分署について感染防止対策のための施設及び設備を計画的に更新整備します。

（２）予防体制の整備

火災を未然に防止するため、予防知識の普及及び予防思想の高揚を図るとともに、事業所等に対する予防査察の強化及び家庭に対する防火指導の徹底に努めます。

（３）消防活動体制の整備

大規模かつ多様化する火災、救助及び救急需要に対応するため、消防ポンプ車、救助工作車、高規格救急車の整備及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種消防訓練を実施し、警防、救助及び救急体制の強化を図ります。

（４）消防水利施設の整備

地震等の災害発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることから、耐震性貯水槽等の消火栓以外の消防水利の整備を図るほか、自然水利の確保等、地域の実情にあった消防水利の増設及び機能の確保を図ります。

（５）車両、資機材の整備

比企広域消防本部の消防車両等を計画的に更新整備します。また、救助、救急等各種活動用資機材の増強整備を図ります。

（６）消防団の強化

ア　災害時における消防団の初動体制の強化、常備消防隊との連携及び自主防災組織等との協力体制の充実を図ります。

イ　機能別団員制度、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層、女性層の団員への参加を促進し、消防団の活性化

を推進します。

ウ　消防団車両を計画的に更新整備します。

２　初期消火体制の強化

（１）消防用設備等の適正化

防火対象物に設置される消防用設備等については、災害時に十分に機能するよう耐震化の促進を図るとともに、平常時の維持管理に万全を期し、火災の初期消火に対応します。

（２）町民の初期消火体制の確立

近隣住民の協力による消火器やバケツリレー消火等の初期消火が一体的かつ組織的に活動できるよう地域の自主防災体制の確立を図ります。

３　事業所の初期消火力の強化

（１）事業所の初期消火体制の強化

初期消火に対応できるよう初期消火器具等の整備を行うとともに、建物の使用者、利用者、周辺住民及び勤務者の安全確保のための自衛消防体制の確立を図り、具体的な予防計画を作成します。

（２）町民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、町民の防災行動力を一層高めるとともに、家庭、自主防災組織及び地域の事業所の連携を促進し、地域における総合防災体制の強化を図ります。

第２　火災予防（消防署、事業所）

１　一般火気器具からの出火防止

（１）防災教育の推進

地震時における出火要因として最も大きいものがガスコンロ、灯油ストーブ等の一般火気器具です。地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の防災教育を積極的に推進します。

（２）耐震自動ガス遮断装置等の普及

地震時における一般火気器具からの出火を防止するため、耐震自動ガス遮断装置の一層の普及を図ります。また、過熱防止機能の付いたガス器具の普及に努めます。

灯油ストーブ等で普及している対震自動消火装置が管理不良のためタールの付着、異物の混入等により作動しない場合があるため、管理の徹底を図ります。

（３）住宅用火災警報器等の設置の普及

住宅用火災警報器等の設置及びその普及啓発に努めます。

２　石油等危険物施設からの出火防止

危険物施設からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安

管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導します。

また、随時、消防職員による立入り検査を実施し、法令に基づく規制の強化等により、危険物の安全確保を図るための指導をします。

３　化学薬品からの出火防止

学校、研究機関等で保有する化学薬品は、地震による落下、棚の転倒等により容器が破損し、混合混触発火、自然発火等の形で出火する危険性があります。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管する等の適切な管理を行います。引火性の化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止装置の徹底を図ります。

４　文化財からの出火等の防止

町内の文化財の多くは有形文化財であり、火災、震災、風水害等により失われてしまうおそれがあるため、所有者及び管理者の協力を得て、火災及びその他の災害に対する予防策等を講じるよう努めます。

５　予防査察の実施

消防法に基づき、危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、並びに防火対象物及び指定可燃物を貯蔵し、又は取扱っている事業所に立入り、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を検査し、火災予防上の不備又は欠陥事項について是正指導を行います。

また、一般家庭等の住宅防火診断を実施し、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導します。

第３　危険物取扱施設の安全化（消防署）

危険物取扱施設の安全性に関する実態把握を行うとともに各種法令に基づく規制の強化及び事業所に対する普及啓発を図ります。

１　消防法危険物取扱施設

過去の震災例に基づき消防法及び関係法令が改正され、施設の耐震設計基準が逐次強化されています。しかし、法令基準の適用を受けない小規模施設等が損傷を受けることがあります。

このため、町及び県は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図ります。

２　毒劇物取扱施設

毒劇物取扱施設については、その取扱いに係る保健衛生上の危害を防止するために、毒物及び劇物取締法に基づき、県は監視指導を行っています。毒劇物はその化学的性質上、万一流出すると被害を相乗的に拡大するおそれがあります。

このため、県はこれらの実態把握に努めるとともに、貯蔵設備、配管の耐震化等に重点をおき、法令に基づく規制の強化及び事業所に対する普及啓発を図ります。

３　高圧ガス施設

県は、法令に基づく規制を徹底するとともに、事業所に対する指導の強化及び普及啓発を図ります。

４　火薬類施設

火薬類は火薬類取締法及び関係法令に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが厳しく規制されていますが、被害が発生した場合には、その影響が大きくなります。

このため、町及び県は、法令に基づく規制の強化及び事業所に対する普及啓発を図ります。

※資料２－10　比企広域消防組織図
※資料２－11　消防水利
※資料２－12　比企広域消防本部小川消防署・小川消防団車両一覧
※資料２－13　小川消防団員配置状況

第５節　救助・医療体制の整備

災害時に発生する多数の傷病者に対し、迅速かつ的確に救助や医療救護を実施するため、応急医療体制を確保し、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策及び医薬品等の確保について整備を図ります。

第１　救急救助体制の整備（防災地域支援課、消防本部）

町及び消防本部は、消防署、消防団及び自主防災組織における救出救護資機材の整備を行い、消防団員、町民に対する救出救護訓練を実施し、消防団、自主防災組織等を中心とした救急救助体制の整備を図ります。

また、高層建築物等に関する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者に対し、自衛体制の整備について指導を行い、その体制の強化に努めます。

第２　初動医療体制の整備（健康福祉課、長生き支援課、消防本部、比企医師会、日本赤十字社）

初動期の医療は、災害発生直後の傷病者又は、災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な措置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、災害時初期救急医療活動マニュアルを作成し、保険医療調整本部及び医療救護所の設置並びに医療救護班の編成等の初動医療体制の整備を図ります。

１　災害医療コーディネーターの設置

大規模な災害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう円滑な医療救護活動の統括、調整を図るため、町に災害医療コーディネーターを設置します。

災害医療コーディネーターは、平常時においては、町の災害医療計画に対して助言を行うとともに、町の要請により災害対策に関する会議等に出席します。また、大規模災害時においては、次の職務に関する統括、調整を行うものとします。

（１）医療救護班の活動に関すること
（２）医療情報の集約に関すること
（３）収容先医療機関の確保に関すること
（４）埼玉県地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること
（５）その他医療救護に関すること

２　医療拠点・保険医療調整本部の設置

小川赤十字病院を医療拠点とするとともに、大規模災害時には院内に保健医療調整本部を設置し、医療救護に必要な情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができる体制とします。

保健医療調整本部が設置された場合の医療救護活動は、保健医療調整本部の指示に基づき実施します。

３　医療救護所の設置

（１）医療救護所の設置箇所

医療救護班の巡回診療による指定避難所のアセスメントを行い、救護所の設置の可否を判断のうえ、医療救護所を設置するものとします。

（２）必要資機材の備蓄

医療救護所には、通信機器を整備し、軽治療用医薬品、担架、簡易ベッド等の資機材の備蓄を図ります。また、医薬品卸売業者と医薬品の供給に関する協定を締結し、医薬品の速やかな調達体制の整備を図ります。

（３）調剤・服薬指導等

医療救護所等における傷病者に対する調剤・服薬指導、及び医薬品の管理等を実施するため、薬剤師会との協力体制について整備します。

４　医療救護班の編成

（１）医療救護班の確保

医療拠点（小川赤十字病院）に町内医療機関（病院・診療所）が参集し、保健医療調整本部の指示のもとに医療救護班を編成して活動します。また、比企医師会と医療救護活動に対する協力や連携体制の構築に努めます。

（２）医療救護班の班構成

医療救護班の構成は、医師、看護師及び事務員の編成とし、災害の程度に応じて編成員の増員確保に努めます。

（３）自主防災組織、行政区、自治会等による救護体制の整備

自主防災組織等は、軽症者に対しては、隣近所及び医療救護所において応急救護活動を行えるように、応急救護訓練を通じて体制を整備します。

（４）トリアージの周知

医療関係機関は、医療処置の迅速化を図るため、傷病程度に応じて優先度を色別表示したトリアージの周知を推進します。

（５）日本赤十字社への委託契約

県は、日本赤十字社埼玉県支部との間で、災害救助法の規定による救助及びその応援の実施に関する事項の委託に関する契約を結んでいます。委託事務の種類は、医療、助産及び遺体の処理です。

（６）歯科医療救護班

救護所及び避難所等において、歯科医療救護活動（歯科医療の提供、身元確認の協力、口腔ケア活動等）が行えるよう比企郡市歯科医師会との協力体制を推進します。

５　後方医療体制の整備

（１）後方医療体制

医療救護所又は医療拠点では対応できない重症者等を受入れ、治療及び入院等の救護を行う広域的な医療応援体制について整備します。

ア　後方医療機関（災害拠点病院、災害時連携病院）

県では、基幹災害拠点病院（川口市立医療センター、埼玉医科大学総合医療センター、さいたま赤十字病院）、地域災害拠点病院（22 施設）及び災害時連携病院（10 施設）を指定しています。

イ　埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）

埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）は、特別の訓練を受けた機動救助隊、24 時間運航体制をとる県防災航空隊及び災害派遣医療の専門スタッフによる埼玉ＤＭＡＴの３機関で編成され、県内における地震による建物倒壊や列車脱線事故等の災害現場に、知事の指示又は要請に基づき、迅速に出動し、効果的な救助及び医療活動を行います。

（２）搬送体制の整備

医療救護所又は医療拠点から後方医療機関（地域災害拠点病院等）への搬送が必要な負傷者を想定して、自家用車、公用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と調整を図ります。

なお、搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮したものとします。

（３）臨時ヘリポートの選定

町は、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、臨時ヘリポート候補地を選定します。

（４）広域医療搬送

県内における医療救護能力を超える負傷者の発生、医療機関自体の被災による著しい医療機能の低下により、県内の医療機関だけでは、負傷者の受入れや治療に十分対応できない場合は、県や国が策定する災害時広域医療搬送計画により搬送します。

６　避難者・要配慮者に対する医療対策

避難所、被災家屋、自動車内等での長期にわたる不自由な生活は、被災者の心身に様々な影響を与えます。また、寝たきりの高齢者、施設利用の高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等の要配慮者へは特に大きなものとなります。

（１）在宅療養者への対策

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進します。また、保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談を実施する体制の整備に努めます。

（２）メンタルケア対策

避難者、被災者に対しては、医師会等関係機関と協力し、メンタルケア体制の整備に努めます。

（３）透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入れ体制、給水量の確保、患者の搬送等の協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い、整備を図ります。

（４）車中泊（自動車内での避難生活）への対策

事情により車中泊をする避難者の健康被害の防止に努めます。

※資料２－９　小川町臨時ヘリポート候補地
※資料２－９－１　飛行場場外離着陸場
※資料２－14　救急医療機関
※資料２－15　病院、診療所等の医療施設一覧
※資料２－16　埼玉県内の災害拠点病院等
※資料２－17　指定緊急避難場所・指定避難所一覧
※資料２－18　福祉避難所一覧
※資料５－39　災害時の医療救護に関する協定書

第６節　避難対策

町は、災害発生のおそれがある地域及び生活の場を失った被災者の安全な避難活動が実施できるよう、地域の特性を踏まえ、避難計画の策定、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の整備をはじめとする安全避難の環境整備を図ります。

第１　避難計画の策定（防災地域支援課、子育て支援課、学校教育課、施設管理者）

町は、緊急時に、危険区域内の町民を安全に避難させるため、避難計画を作成するとともに、自主防災組織又は行政区・自治会を通じて避難組織の確立に努めます。

また、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営、閉鎖等の管理運営に関して定めたマニュアルをあらかじめ整備します。

１　避難情報

町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について、河川管理者、水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性並びに収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難情報を発令するために必要な判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成します。

また、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路をあらかじめ指定するとともに、災害発生のおそれの高まりに応じて５段階に分類した「居住者がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（町が発令する避難情報と気象庁が発表する注意情報等）とを関連付けた警戒レベルについて、日頃から町民への周知に努めます。

【避難情報と居住者等がとるべき行動】

警戒レベル	居住者等がとるべき行動等	災害に関する情報 （警戒レベル相当情報）
【警戒レベル１】	○今後気象状況悪化のおそれ ○災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	○早期注意情報
【警戒レベル２】	○気象状況悪化 ○避難に備え自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認する。 ・避難情報の把握手段の再確認、注意する。	○大雨注意報 ○洪水注意報
【警戒レベル３】 高齢者等避難	○災害のおそれあり ○危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	○大雨警報(土砂災害) ○土砂災害に関するメッシュ情報(警戒) ○洪水警報 ○洪水警報の危険度分布（警戒）
【警戒レベル４】 避難指示	○災害のおそれ高い ○危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	○土砂災害警戒情報 ○土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ○洪水警報の危険度分布（非常に危険）
【警戒レベル５】 緊急安全確保	○災害発生又は切迫 （必ず発令される情報でない） ○命の危険　直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	○大雨特別警報※ (浸水害)・(土砂災害)

※　大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル５相当情報として運用する。

２　避難

自力による避難が困難な場合、混乱が予想される場合等には、その状況に応じて町、警察、消防機関等により誘導を行います。

避難は立ち退き避難を原則としますが、風水害・土砂災害時において、立ち退き避難のタイミングを逸した場合には、近隣のより安全な場所への退避、その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動、２階以上の安全を確保できる高さの部屋への移動を求めます。

３　避難行動要支援者の避難

避難行動要支援者の避難支援については、全体計画（避難支援プラン）及び個別避難計画を策定するとともに、福祉避難所の指定を推進します。

４　指定緊急避難場所、指定避難所等及び避難路の整備

指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路は、日頃から標識、看板により示し、町民に周知します。

５　避難計画

避難計画の作成にあたっては、以下の事項等について定めます。

（１）避難情報を発令する基準及び伝達方法

（２）指定緊急避難場所又は指定避難所の名称、所在地及び対象地区及び対象人口

（３）指定緊急避難場所又は指定避難所への経路及び誘導方法

（４）指定避難所設置に伴う被災者救援措置に関する事項

給水措置、給食措置、毛布、寝具等の支給、衣料及び日用必需品の支給、負傷者に対する応急救護

（５）指定避難所の管理及び運営に関する事項

管理及び運営体制の確立、ボランティアの受入れ、避難収容中の秩序維持、避難した町民に対する応急対策実施状況の周知及び避難した町民に対する各種相談業務

（６）避難の心得及び知識の普及啓発に関する事項

（７）平常時における広報

広報誌、パンフレット等の発行、掲示板、町民に対する巡回指導、防災訓練等

（８）災害時における広報

広報車による周知、避難誘導員による現地広報及び町民組織を通じる広報

６　防災上重要な施設の避難計画

学校、病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期します。

（１）学校は、地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定めます。

（２）学校及び教育行政機関は、義務教育の児童及び生徒を集団的に避難させる場合に備

えて、指定緊急避難場所又は指定避難所の選定、収容施設の確保並びに教育、給食の実施方法等を定めます。

（３）病院は、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させるための収容施設の確保、移送の実施方法等を定めます。

（４）高齢者施設、障害者施設、児童施設等は、地域の特性等を考慮した上で避難場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等を定めます。

（５）工場及び危険物保有施設は、従業員、町民の安全確保のための避難方法、町、警察署、消防署との連携等を定めます。

７　幼稚園・保育園及び学校の避難計画

幼稚園・保育園及び学校（以下、「学校等」という。）は、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく、安全に避難させ、生命及び身体の安全を確保するために、学校等の実態に即した適切な避難計画を作成し、避難の万全を期します。

（１）防災体制の確立

ア　防災計画

計画作成にあたっては、学校等の立地条件、施設及び設備を点検し、自校の弱点を知り、それに応じた防災計画を作成します。町立小・中学校においては、小川町立小・中学校管理規則にしたがって計画される学校の防火及び警備の計画との調整を図ります。

イ　防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図ります。その際、町、県及び国並びに防災関係機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とします。

ウ　施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮できるよう適切に行います。

エ　防火管理

災害での二次災害を防止するため日常点検、定期点検等防火管理に万全を期します。

（２）避難誘導

学校等は、長時間にわたって多数の園児、児童及び生徒の生命を預かるため、常に安全の確保に努め、状況に即応した的確な判断のもとに統一した行動ができるよう避難誘導マニュアルを策定し、教職員はその運用に精通しておくとともに、日頃から避難訓練を実施して園児、児童及び生徒に災害時の行動について周知しておきます。

第２　指定緊急避難場所、指定避難所等の整備（防災地域支援課）

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、その危険から逃れるため、災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を「指定緊急避難場所」として指定し

ます。

また、災害の危険性があり、避難した町民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった町民等を一時的に滞在させるための施設として、「指定避難所」を指定します。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとし、整備及び運営にあたっては、要配慮者、女性、性的少数者に配慮したものとします。

災害発生時の避難生活に特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるため、「福祉避難所」として指定します。

また、災害時に多くの帰宅困難者が発生した場合、「帰宅困難者一時滞在施設」を開設します。鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合は、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を町、県及び鉄道事業者は確保します。

１　指定緊急避難場所の整備

指定緊急避難場所は、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事が発生した場合において、生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にある施設とし、食料、飲料水及び毛布を備蓄します。

（１）土砂災害警戒（特別警戒）区域外であること

（２）想定される洪水の水位以上の高さに受入が可能な部屋を有するものであること

（３）当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物及びその他の物がないこと

（４）地震に対して安全な構造であること。

【 指定緊急避難所一覧 】

資料編２－17　指定緊急避難場所・指定避難所一覧　を参照

２　指定避難所の整備

指定避難所は、避難のための立ち退きや被災者（以下「被災者等」という。）を滞在させるために必要な規模であり、速やかに被災者等を受入れることが可能な施設とし、学校、公民館等の公共施設を活用し、おおむね次の基準により指定します。

（１）避難地の最寄りの場所に設置できるよう町内全域に確保すること

（２）被災者の生活の本拠地となりうる設備を有すること

ア　宿泊できる施設であること

イ　食料、飲料水及び生活必需品が確保できること

（３）想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること

（４）車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること

なお、指定避難所に指定する建物については、避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設・設備の整備に努めます。

【 指定避難所一覧 】資料編２－17　指定緊急避難場所・指定避難所一覧　を参照

３　福祉避難所の整備

災害発生時の避難生活に特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるため、パトリアおがわ（総合福祉センター）、ココット（子育て総合センター）を福祉避難所として指定します。また、社会福祉施設等を福祉避難所に指定することについて、施設管理者と協議を行い、福祉避難所の拡充を図ります。

【 福祉避難所一覧 】資料編２－18　福祉避難所一覧　を参照

４　広域一時滞在

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定める等、他の市町村からの被災住民を受入れることができる指定避難所をあらかじめ決定しておくよう努めます。

また、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努めます。

５　行政区（自治会、自主防災組織）が定める避難場所等

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、行政区（自治会、自主防災組織）は、指定緊急避難場所以外の区民センター等の施設を一時的に避難する場所として、自主的に開設・運営を行う避難場所の整備に努めます。

町は、施設の選定に対して行政区と協議するとともに、設備及び資機材の整備を支援します。

第３　避難路の整備（防災地域支援課、子育て支援課、建設課、学校教育課、警察署、消防署）

安全な避難活動を実施するため、指定緊急避難場所又は指定避難所に至る避難路の指定、標識の整備及び誘導体制の確立等、避難誘導体制の整備を行います。

１　避難路の指定

避難路は被災地から指定緊急避難場所又は指定避難所を結ぶ道路として、次の基準により指定します。

（１）避難路の選択にあたっては、町民の理解と協力を得て選定すること
（２）避難路は、十分な幅員（おおむね6m以上）を有するものとすること
（３）避難路は、相互に交差しないものとすること
（４）避難路沿いには、火災、爆発等、危険が伴う工場がないよう配慮すること
（５）避難路沿いには、崖崩れ等の危険地域がないよう配慮すること

２　案内標識の整備

夜間視認性を確保し、大きな文字、外国語併記、図記号により、分かり易い標識を整備します。

３　避難路の通行確保

町及び県は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為又は障害物を除去し、避難路の通行確保に努めます。

４　避難体制の確立

学校等における避難誘導に際しては、あらかじめ避難順位及び誘導体制を検討しておきます。

（１）避難誘導の基本的考え方

ア　園児、児童及び生徒の生命の安全保持を第一とします。

イ　園児、児童及び生徒の恐怖心を大きくしないように、教師は的確な判断と厳然たる態度をもち信頼を失わないようにします。

ウ　平常時から、あらゆる機会をとらえて集団行動の規律の徹底を図り、統一のとれた行動がとれるようにします。

（２）避難場所の設定

避難経路及び避難場所は、１箇所だけでなく、第一、第二の避難経路及び避難場所を確保します。なお、避難場所は、町が指定する避難場所と以下の事項を検討のうえ確保します。

ア　危険物施設の近くでないこと

イ　近くの建物から火災が発生しても安全な広さがあること

ウ　建物が倒れても安全な広さがあること

エ　傾斜地でないこと

オ　埋立地でないこと

カ　高圧線等がないこと

キ　深い穴、河川、低地及び崩落しやすい崖付近でないこと

なお、消防署、警察署、町及び行政区・自治会と密接な連携のもと、安全の確認に努めるとともに、避難先については、保護者に周知します。

（３）避難要領

災害が発生したときは、正確な情報を得て的確な判断のもとに行動します。

ア　地震発生時は混乱を招くので、原則として一時的に机の下等に待避し、第一震が止むと同時に次の避難措置をとります。

イ　緊急事態の際は、学級又は学年単位で教師の指示に従い、それぞれ安全な場所に待避します。

ウ　園児、児童及び生徒を掌握（人員点呼）し、安全の確認をします。

エ　保護者への連絡、園児、児童及び生徒の引き渡しを確実に行います。

※資料２－17　指定緊急避難場所・指定避難所一覧

※資料２－18　福祉避難所一覧

※資料５－31、５－32　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

第７節　要配慮者対策

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、寝たきりの高齢者、施設利用の高齢者、障害者、乳幼児、傷病者、旅行者、外国人等の災害対応能力の弱いもの（以下「要配慮者」という。）が、適切な避難行動をとることは容易でなく、また、近年の災害においてもこれらの要配慮者が被害を受ける場合が多くなっています。

このため、町は、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を積極的に推進します。

第１　避難行動要支援者の対策（防災地域支援課、健康福祉課、長生き支援課）

１　避難支援プランの策定

町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、本計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、全体計画（避難支援プラン）を策定します。

２　避難行動要支援者の範囲の設定

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者の範囲について、要件を設定します。

（１）　高齢者や障害者等の避難能力の判断に係る着目点

ア　警戒や避難勧告、避難指示等の災害関係情報の取得能力

イ　避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

ウ　避難行動をとる上で必要な身体能力

（２）　避難行動要支援者の範囲

ア　高齢者　　65 歳以上の常時寝たきり状態にある方
　　75 歳以上の一人暮らしの方
　　介護保険の要介護４又は５の認定を受けている方

イ　身体障害者　身体障害者手帳１級又は２級の認定を受けている方

ウ　知的障害者　療育手帳○Ａ又はＡの認定を受けている方

エ　旧災害時要援護者名簿に登録されていた方

３　避難行動要支援者の把握

町は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係課で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約します。

４　避難行動要支援者名簿の作成及び更新

町は、避難行動要支援者に係る避難の支援、安否の確認、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成します。

避難行動要支援者の状況は常に変化する可能性があることから、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みを構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努めます。

（１）避難行動要支援者名簿の記載事項

ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号その他の連絡先
カ　避難支援等を必要とする事由
キ　前各項目に掲げる項目のほか、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

５　個別避難計画の作成

町は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に加え避難行動要支援者からの書面による届出書に基づき、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡が取れない場合の対応等を記載した個別避難計画の作成を推進します。

６　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報の活用、適正管理

町は、平常時から避難行動要支援者の同意を得て、避難支援等関係者へ名簿情報及び個別避難計画情報を提供します。発災時に円滑かつ迅速な避難支援に結びつけるよう、名簿情報等を提供することの趣旨や内容を説明するなど、名簿への登載について名簿情報等の提供への同意について、避難行動要支援者に働きかけます。

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適正な情報管理を行うよう、適正な措置を講ずるよう努めます。

（１）避難支援等関係者

ア　消防機関
イ　警察署
ウ　民生委員・児童委員
エ　社会福祉協議会
オ　自主防災組織
カ　行政区長
キ　社会福祉協議会が委嘱する地域福祉委員

７　避難支援等関係者の安全確保の措置

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを大前提とし、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援

等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮します。

第２　要配慮者全般の対策（防災地域支援課、健康福祉課、長生き支援課）

避難行動要支援者を含む要配慮者全般の迅速な避難行動や避難所生活を支援するため、ハード・ソフト両面の支援を行います。

１　緊急通報システムの整備

町及び県は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進等、緊急通報システムの整備に努めます。

２　防災基盤の整備

町及び県は、要配慮者を考慮した避難路、避難所、案内標識等の防災基盤整備を促進します。

３　要配慮者に配慮した避難所運営体制等の整備

町は、要配慮者への災害情報の伝達を効果的に行うため、電光掲示板、文字放送テレビ、ファクシミリの設置、外国語や絵文字による案内板の標記、要配慮者等に配慮した生活救援物資の備蓄及び調達先の確保等、避難所での良好な生活環境が確保できるよう努めます。

４　地域との連携

町は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、平常時から社会福祉施設等との連携を図ります。

また、高齢者、障害者等に対する近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティアによる安否確認等の見守りネットワークを活用し、災害時におけるきめ細かな支援体制の確立に努めます。

第３　社会福祉施設入所者等の対策（健康福祉課、長生き支援課）

１　防災計画等の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、災害の発生を想定した防災計画、緊急時の職員の初期対応及び指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知を図るものとし、町は、これを支援します。

２　緊急連絡体制の整備

（１）職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備して職員の確保に努めます。

（２）安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立します。

３　避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合における避難誘導のため、非常口、避難路等を確保し、入所者を安全に誘導するための体制を整備します。

４　施設間の相互支援体制の確立

町は、町内の施設を地域ごとに区分し、災害発生時に施設の建物が崩壊、浸水その他の理由により使用できない場合又は、災害発生のおそれがある場合には、入所者を他の施設に一時的に避難させ、職員が応援する等、地域内の施設が相互に支援できる体制の確立に努めます。

施設管理者は、これに伴い他の施設からの避難者の受入れ体制の整備を行います。

５　社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、震災時における建築物の安全を図るため、必要に応じて耐震診断及び耐震改修に努めます。

６　食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、以下に示す物資等を備蓄しておくものとし、町はこれを促します。

（１）非常用食料（特別食を含む）（ ７日分 ）
（２）飲料水　（ ７日分 ）
（３）常備薬　（ ７日分 ）
（４）介護用品（ ７日分 ）
（５）照明器具
（６）熱源
（７）移送用具（担架、ストレッチャー等）

７　防災教育及び訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及及び啓発を定期的に実施するとともに、各施設が策定した防災計画について周知し、消防署、地域住民等との合同訓練、夜間又は職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的に実施するものとし、町はこれを促進します。

第４　外国人に対する対策（防災地域支援課、町民課）

１　外国人の所在の把握

町は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時において、外国人の人数や所在の把握に努めます。

２　防災基盤の整備

町は、避難所、避難路の案内板について、外国語の併記、図記号表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努めます。

３　防災知識の普及・啓発

町は、日本語を理解できない外国人に対して、外国語による防災パンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等、様々な交流機会や受入れ機関等を通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努めます。

また、広報紙、ガイドブック、ホームページ等の広報媒体を利用して、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報について、外国語による情報提供を行います。

４　防災訓練の実施

町は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施します。

５　通訳・翻訳ボランティアの確保

町は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように社会福祉協議会の協力を得て、外国語通訳、翻訳ボランティア等の確保に努めます。

第８節　非常用物資対策

災害時に被災者の生命を維持し、人心の安定を図るため、食料、飲料水、生活必需品等の確保、調達及び供給に関する整備を推進します。

なお、要配慮者への配慮に努めます。

第１　食料・飲料水・生活必需品の備蓄（防災地域支援課、にぎわい創出課、上下水道課）

１　食料の備蓄

町は、埼玉県地震被害想定調査の関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）の被害想定による食料需要量７日分 25,700 食を目標に備蓄を行います。

また、乳幼児、高齢者、障害者等の要配慮者及び食物アレルギーを持つ者に配慮した食料を備蓄します。

町民、事業者等は、最低３日間、可能であれば７日間の食料の備蓄に努めます。

２　飲料水等の備蓄

（１）町の備蓄計画

町は、埼玉県地震被害想定調査の関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）の被害想定による飲料水需要量７日分 189ｋℓを目標に備蓄を行います。

町は、災害時の飲料水を確保するため、浄・配水場施設、災害用貯水タンクの整備を推進します。また、給水活動の円滑化を図るため、給水車の整備、給水貯水コンテナ、給水袋、ペットボトル保存水の備蓄を推進します。

また、井戸水については、使用目的に応じた適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が実施できる体制の整備に努めます。

なお、被災後は次第に水の需要が増えるので、以下に示すように復旧の状況に応じて逐次給水を増量します。

【 一日当りの目標水量 】

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から３日	３ℓ／人	生命維持に最小必要な水量
災害発生から 10 日	20 ℓ／人	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
災害発生から 15 日	100 ℓ／人	通常の生活レベルでは不便であるが、生活可能な水量
災害発生から 21 日	250 ℓ／人	ほぼ通常の生活が維持できる水量

（２）個人備蓄

町は、各家庭において、日頃から災害に備えて最低 3 日間、可能であれば 7 日間の飲料水の備蓄を啓発します。

（３）井戸の活用

町は、町民が所有する井戸で、災害時に開放できるものを、行政区・自治会又は自主防災組織単位で利用できるように検討し、災害時の町民の生活用水の確保を図ります。

また、事業所が所有する井戸については、災害時に活用できるよう町と協定の締結等を推進します。

３　生活必需品

町は、災害によって住家に被害を受け、日常的に欠くことのできない生活必需品を喪失又は毀損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無に関わらず生活必需品を直ちに入手することができない状態にある方に対し、生活必需品を給付します。

生活必需品に関する主な備蓄品目を以下に示します。

（１）寝具
（２）外衣
（３）肌着
（４）身回り品
（５）炊事用品
（６）食品
（７）日用品
（８）光熱材料
（９）簡易トイレ
(10) 情報機器
(11) 要配慮者向け用品

４　備蓄計画

町は、県が実施した地震被害想定調査結果を参考に、災害時における飲料水、食料及び生活必需品等について、備蓄計画の作成を行います。

また、備蓄品について、緊急時に迅速に避難者等へ提供できるよう分散備蓄を行います。

５　物資等の調達、輸送体制の整備

応急給水資機材、飲料水、食料、生活必需品等の物資は、必要数量を把握のうえ備蓄し、不足が見込まれる物資については、品目、数量、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定し、民間事業者との協定の締結を推進します。

また、各地からの支援物資の集積拠点を想定しておくとともに、物資の輸送協定に基づく緊急輸送が円滑に行えるよう経路を選定しておきます。

（１）飲料水及び食料の調達

飲料水及び食料の調達については、関係組合を通じて関係業者から必要数量を調達します。調達物資の集積場所は、防災中枢拠点（町役場）及び防災地区拠点（リリックおがわ・大河公民館・竹沢公民館・八和田公民館）とします。

なお、各地からの支援物資の集積拠点は、避難所としての利用状況により体育館を候補とします。

（２）生活必需品の調達

生活必需品の調達については、民間企業との協定の締結を推進し、必要量を調達します。調達物資の集積場所、各地からの支援物資の集積場所は、飲料水及び食料と同様とします。

第２　防災用資機材の備蓄（防災地域支援課、関係各課）

町は、避難誘導、救助、救護、避難生活及び避難所運営に必要な資機材について、備蓄を図るものとします。

備蓄の目標数量については、指定緊急避難場所及び指定避難所の箇所数及び埼玉県地震被害想定調査による被害想定を参考に算出します。

（１）避難誘導用資機材（ハンドマイク、トランシーバー等）
（２）救助用資機材（バール、ジャッキ、チェーンソー、担架、投光器等）
（３）救護用資機材（救急医療セット等）
（４）避難生活用資機材（毛布、間仕切り、簡易トイレ、発電機等）
（５）避難所運営用資機材（ブルーシート、ストーブ、扇風機、作業灯等）
（６）応急危険度判定、建物被害認定調査に必要な資機材

第３　医療救護資器材、医薬品等の備蓄（健康福祉課、比企医師会、小川赤十字病院）

１　備蓄品目及び目標数量

災害時の医療及び助産活動のための備蓄品目は、軽治療用医薬品及び緊急医薬品等医療セットとし、必要となる品目及び備蓄量は、地震被害想定結果に基づく人的被害の数量及び医療機関におけるストックの状況等を勘案して調達計画を策定します。

２　備蓄場所

（１）パトリアおがわ（総合福祉センター）
（２）防災備蓄倉庫

３　医療救護資機材・医薬品の備蓄

町は、調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材、医薬品の備蓄及び更新を実施します。

４　調達体制の整備

町は、調達計画に基づき、災害時の医療及び助産活動のための医療救護資機材及び医薬品の調達に関し、医薬品卸売業者等との「ランニング備蓄委託」契約を行うとともに、県、近隣市町村及び関係業者と協議し、調達体制の整備を行います。

第４　備蓄品の管理（防災地域支援課、関係各課）

備蓄品の点検を定期的に実施し、また、計画的な入れ替えを行い、品質管理及び機能の維持に努めます。

第５　物資調達・輸送に関する体制の整備（防災地域支援課、関係各課）

町は、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の整備登録や備蓄状況の確認に努めます。

第６　物資調達・輸送に関する訓練の実施（防災地域支援課、関係各課）

町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

※資料２－20　物資備蓄状況
※資料５－4　　災害時における応援協定一覧

第９節　応急仮設住宅対策

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない方に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに仮設住宅を建設することが必要です。このため、町は、用地確保、設置計画の策定等、応急仮設住宅を迅速に供給するための体制整備を推進します。

また、応急的な住宅として、民間賃貸住宅の提供を受けることができるよう、宅地建物取引業団体と協定を締結する等の支援体制整備を推進します。

第１　応急仮設住宅建設予定地の選定（防災地域支援課、都市政策課）

１　応急仮設住宅の建設予定地の選定基準

応急仮設住宅の建設予定地は、以下の基準により適切な用地を選定します。

（１）原則として、国、県又は町の公有地
（２）ライフラインが整った場所
（３）医療、学校、店舗、交通等の生活利便が確保可能な場所
（４）保健衛生上適当な場所
（５）居住地域と隔離していない場所
（６）土砂災害の危険性のない場所（二次災害等の恐れがない場所）
（７）造成が不要な場所

２　応急仮設住宅の用地選定

町有地から建設予定地を選定し、必要なときは民間に協力を依頼し、確保に努めます。なお、想定以上に応急仮設住宅が建設される場合もあるため、できる限り多くの用地の確保に努めます。

３　応急仮設住宅の建設戸数の想定

応急仮設住宅の想定建設戸数は、埼玉県地震被害想定調査の関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：北）により想定された中期的住機能支障による応急仮設住宅等の需要数 143 棟を想定します。

第２　応急仮設住宅用資機材の確保（都市政策課）

町は、関係業界団体との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努めます。

第３　民間賃貸住宅の提供支援体制の整備（防災地域支援課）

町は、応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として民間賃貸住宅の利用が出来るよう、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部と協定を締結しています。

今後とも支援要請が円滑に実施できるよう協定内容の充実を図るとともに、必要に応じ

て新たな協定の締結に努めます。

※資料５－９　災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

第 10 節　帰宅困難者対策

帰宅困難者とは、災害発生や大雪となった場合、鉄道、バス等の公共交通機関の運行が停止することにより外出先で足止めとなり、徒歩により自宅に帰ろうとしても、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難になる方をいいます。

町は、帰宅困難になった場合の対処法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法及び帰宅行動への具体的な支援策を、関係機関と協議し、実施していきます。

第１　帰宅困難に対する啓発等（防災地域支援課、総務課）

１　町民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発します。

（１）徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備

（２）家族との連絡手段の事前確認、徒歩帰宅経路の事前確認

２　安否等の確認・情報配信手段の広報

災害用伝言ダイヤル１７１、災害用伝言板サービス等を利用した安否等の確認方法、緊急速報エリアメール、登録制メール配信、町のホームページ、ＳＮＳ（ツイッター等）による情報配信手段について広報活動を行います。

３　徒歩帰宅訓練の実施

県及び防災関係機関と協力し、交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練を実施することにより、町民への啓発を行います。また、その際、県、近隣市町村及び鉄道事業者との連携を確認し、帰宅困難者に対する支援方法を検討していきます。

４　事業所等への要請

職場、学校、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員、顧客等に対して適切に対応できるよう次の点を要請します。

（１）施設の安全化、災害時マニュアルの作成、飲料水、食料及び情報入手手段の確認

（２）災害時の水、食料及び情報の提供、仮泊場所等の確保

第２　一時滞在施設の整備（防災地域支援課、生涯学習課）

町、県及び鉄道事業者は、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保します。

町は、地震などの大規模災害が発生し、帰宅困難となった通勤・通学者等の避難場所として、リリックおがわ２階、竹沢公民館を帰宅困難者一時滞在施設とします。

一時滞在施設には、飲料水、食料、看板等の必要な物資を備蓄します。一時滞在施設に備蓄を確保できない場合は、防災拠点又は防災備蓄倉庫からの備蓄物資の提供方法を定め

ておきます。

町及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援します。

第３　学校における対策（学校教育課）

学校は、災害が発生し又は、発生のおそれがある場合に児童、生徒等の安全確保と保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童、生徒等の引取りが困難な場合又は児童、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じます。

また、緊急時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておきます。

第４　帰宅支援施設の充実（防災地域支援課、関係課）

災害時帰宅支援ステーションの拡大又は拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレ等）を推進します。

第５　訓練の実施（防災地域支援、総務課）

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練等を実施することにより、対策の検証を行うとともに、訓練を通して町民への啓発のほか、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討します。

※資料２－19　帰宅困難者一時滞在施設一覧

第 11 節　環境衛生対策

災害時における防疫、し尿及び廃棄物の処理及び遺体の埋・火葬が的確に実施されるよう、あらかじめ体制を整備します。

第１　防疫体制の整備（防災地域支援課、健康福祉課、保健所）

町は、保健所と協力し、災害時の防疫活動を実施します。この実施体制を円滑に行うため、平常時から防疫活動組織を明確にし、所要人員の動員計画等を作成しておきます。

また、災害時の防疫活動に必要な消毒機材、消毒剤等の整備及び品質管理並びに緊急入手先の検討等を行うとともに、職員に対し、機材及び薬剤の使用方法の周知を図ります。

第２　し尿処理体制の整備（防災地域支援課、環境農林課、上下水道課）

１　災害用組立トイレの確保

町は、被害想定による避難者数から必要な災害用組立トイレ数を把握し、組立トイレを確保します。

また、組立トイレが不足する場合に備え、相互応援協定を締結している市町村の保有台数を把握するとともに、取扱事業者との協定締結についても検討します。

２　簡易トイレ・使い捨てトイレの整備

町は、災害用組立トイレの整備と並行して簡易トイレや使い捨てトイレ（排便処理袋）の備蓄を推進します。

３　収集運搬体制の整備

町は、仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、収集運搬業者と協定を結ぶなど、被災後も継続して実施する体制を整備します。

４　下水道型トイレの確保

下水道型トイレについて、設置の場所や段取りについて検討を行い、必要数を確保します。

※資料５－36　災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定

第３　廃棄物処理体制の整備（防災地域支援課、環境農林課）

災害発生に伴う倒壊家屋等の廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の発生に備え、小川町災害廃棄物処理計画に基づき、適切な処理体制を整備します。

１　一般廃棄物処理対策

（１）一時保管場所の確保

災害時には処理施設の能力を超えるごみの排出が予想されるため、町は、一時保管場所を確保します。一時保管場所を選定する際には、交通利便性や生活環境を十分考慮します。

（２）分別収集体制の確保

災害発生直後は、ごみの収集・処理システムの混乱が予想されるため、町は、当初からの分別収集が後の適正な処理及び処分に影響することを勘案し、災害時の分別排出の住民への広報や分別収集体制をあらかじめ計画しておきます。

（３）広域処理体制の確立

町は、ごみ処理施設の処理能力を超える量のごみが排出された場合に備えて、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理業者等と協議を行い、協力体制を確立しておきます。

２　がれき処理対策

（１）災害廃棄物の仮置場候補地の選定

町は、あらかじめ災害廃棄物の発生量の推計値及び既存施設での災害廃棄物の処理可能量を把握しておき、発災後、災害廃棄物の発生量又はその見込量等に応じて仮置き場を開設できるよう、候補地の選定や利用方法の検討等準備をします。

仮置き場の確保は、平時に選定した仮置き場が基本となるが、落橋、崖崩れ、水没等による仮置き場へのアプローチの途絶等の被害状況や発災後の復旧作業の進捗による災害廃棄物の種類の変化に応じて、見直しができるように選定場所以外の候補地の把握に努めます。

（２）災害廃棄物の適正処理の体制の確保

仮置き場での保管に際して、廃棄物が混合状態にならないよう分別排出、分別仮置きのための住民への広報や仮置き場内での運営の体制を検討し、仮置き場を管理・運営するために必要となる資機材・人員を発災後確保できる体制を整備します。

また、応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限りごみの選別を行うため、住民等の協力を得られるよう広報体制や人員・資機材配置を検討します。

（３）広域連携による廃棄物処理

町は、災害時に人員・機材・処理能力が不足することに備え、他の地方公共団体や民間の廃棄物処理業者との間で協力関係を結ぶなど、広域的な対応の在り方をあらかじめ検討します。

※【参考】小川町災害廃棄物処理計画（平成 31 年 1 月）

※資料５－37　災害時における一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等に関する協定書

※資料２－27　災害廃棄物仮置場候補地

第４　遺体の埋・火葬に対する体制整備（防災地域支援課）

１　資材の確保

災害時に柩、棺等の葬祭用品が不足する場合に備えて、町は、埼玉葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会と協定を締結しています。支援要請が円滑に実施できるように協定内容の充実を図るとともに、必要に応じて新たな協定の締結に努めます。

２　遺体安置所の整備

大規模な災害時には死者が多数発生し、火葬場の処理能力が追いつかない場合が想定されます。そのため、町は、あらかじめ他の施設を候補として、一時的に遺体を安置できるよう資材等を備蓄するとともに、施設管理者と協議を行い、遺体安置に関する役割分担を明確にします。

※資料５－14　災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容、
安置、搬送に関する協定書

第 12 節　防災まちづくり

災害による被害を最小限にとどめるため、計画的な土地利用、道路・橋梁等の安全化対策、及び避難行動や災害応急活動が円滑に行えるよう防災拠点の整備を図ります。さらに、市街地の避難場所、避難路、延焼遮断空間の確保及び整備等をはじめとする市街地の防災構造化を推進し、災害に強いまちづくりを推進します。

第１　災害に強いまちづくり（建設課、都市政策課、上下水道課、関係事業者）

１　土地利用の適正化

小川町都市計画マスタープラン等の計画を踏まえ、計画的な土地利用を推進するとともに、都市計画法等の個別法を運用して、土地利用の適正な規制を行います。

また、小川町環境基本計画に基づき、防災・減災に資する環境の保全を図ります。

地区計画等の町民参加によるまちづくり手法の活用を図り、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

２　安全な市街地の整備

市街地特性にあった防災性の高い市街地整備を図るとともに、建築物の耐震不燃化を促進します。

また、市街地大火の危険性のある地域を中心に、地域の状況を勘案し、効果的な防火・準防火地域の指定を検討します。

３　防災空間の確保

（１）道路の整備

道路は単に交通施設としての機能だけでなく、災害時における延焼遮断帯、避難路あるいは消防、警察、その他災害応急対策活動の緊急交通路となることを踏まえ、幹線道路の拡幅等の計画的な整備を推進します。

（２）公園の整備

公園等のオープンスペースは、災害時における避難場所、あるいは延焼遮断帯としての機能を有します。

公園整備について、町の関連計画に沿った公園整備を計画的に推進し、防災環境の向上を図ります。

（３）緑地の保全

市街地の緑地は、町民の快適な生活環境や緑豊かな都市景観に寄与するだけでなく、災害時等の火災延焼遮断帯、避難場所等として重要な役割を担っています。

町は、地域の状況を踏まえながら、都市計画マスタープランに沿って、緑地の適正な保全と緑化の推進の計画的な展開を図ります。

４　ライフライン施設の安全化

（１）上水道施設の安全化

ア　災害時の対応マニュアルを作成し、応急給水と復旧体制を確立するための訓練に努めます。

イ　送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となるため、送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間の相互連絡を検討します。

ウ　給水資機材を指定避難所に備えます。

（２）下水道施設の安全化

ア　下水管渠等の各施設について、平常時から老朽箇所及び被害を受けやすい箇所を把握し、災害発生時に、直ちに緊急調査が行えるよう、調査体制の整備に努めます。

イ　河川の増水で冠水するおそれがある場合は、施設の増設・改築時等に合わせ、十分な防災対策を講じます。

ウ　地震動により破損しやすい管渠の連結箇所及び老朽化した施設の耐震化を図るため、計画的な整備を行います。

（３）ガス施設の安全化

ガス供給事業者は、災害に対する被害をできる限り軽減化するため、施設及びガス導管網の耐震性の強化等を実施します。

また、緊急時にはガスの漏えいによる二次災害の発生を防ぎ、速やかに応急・復旧できるように、必要な資器材を確保し、平常時から日常業務を通して防災の緊急処理訓練等を計画的に行い、関係者に防災に係る教育を実施します。

（４）電気施設の安全化

東京電力パワーグリッド株式会社は、災害に対して、設備ごとに十分科学的な解析を実施するとともに、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講じます。

台風や地震等災害を考慮した支持物設計の実施、電気設備に関する技術的基準等による災害対策を実施します。

（５）通信施設の安全化

東日本電信電話株式会社は、災害が発生した場合にも電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるため、平常時から電気通信施設の防災構造化及び伝送路の多ルート化を推進するとともに、災害対策用機器を配備運用します。

５　道路施設等の予防対策

道路施設等に対し、定期点検や道路パトロール等の実施により現状の把握に努め、必要に応じて補修等適切に対応します。特に、橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的に修繕を実施し、また、緊急輸送道路にある橋梁及び落橋による孤立集落や第三者被害の発生のおそれのある橋梁を優先し、計画的に耐震補強を図り、予防対策を推進します。

６　建築物耐震化の促進に向けた取組方針（小川町耐震改修促進計画の抜すい）

建築物の耐震化の促進のためには、まず、建築物の所有者等が、地震防災対策を自ら

の問題として意識して取り組むことが不可欠となります。

町は、建築物の所有者等に対し、建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚していただけるよう、意識啓発を進めるとともに、費用などの負担軽減の施策など、国や県の施策と連携し引き続き取り組みます。

（１）住宅耐震化の促進に関する取組

住宅の耐震化の促進については、国や県及び関係機関と連携して次の支援を行います。

ア　町民に対する建築物の耐震化に関する知識の普及・啓発、情報提供

イ　耐震診断及び耐震改修に係る助成制度の実施

ウ　安心して耐震改修を行うことができるようにするための相談窓口の充実

エ　県と協働した無料簡易耐震診断や耐震改修・安心リフォーム相談会等の実施

オ　その他耐震化の促進を図るための施策

（２）町有建築物の耐震化の促進に関する取組

町は、町が所有する1号特定建築物をはじめ、小川町地域防災計画に定める防災拠点施設など小川町耐震改修促進計画において、優先的に耐震化を図る町有建築物について、「小川町公共施設等総合管理計画」を踏まえ、耐震化を図るとともに、併せてエレベーターの地震対策など、地震時のリスク軽減を図ります。

（３）民間建築物の耐震化の促進に関する取組

多くの者が利用する建築物、また、地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難等を困難とする恐れがある通行障害建築物など地震発生時には大きな被害が発生することが予想される民間建築物について、国や県及び関係機関と連携しながら、所有者の意識啓発や情報提供の充実に努めます。

第２　防災拠点の整備

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急・復旧対策に必要となる機能が集約されていることが必要です。

このため、町は防災拠点を整備するとともに、それら拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図ります。

１　防災拠点のネットワーク化

（１）防災拠点を防災中枢拠点、防災地区拠点及び避難所等に区分し、各防災拠点間の連携を図ります。

（２）町役場を防災中枢拠点と位置づけ、町の統括的活動を担います。このため、町役場の拠点機能を強化するとともに、防災関係機関との連携により、全町的な防災の中枢となる拠点を形成します。

（３）公民館等を各地区の応急・復旧対策の拠点となる防災地区拠点と位置づけ、防災中枢拠点の機能をバックアップします。

２　防災拠点施設の整備

防災拠点については、災害時における自立性構築のため、施設、設備の充実及び災害

に対する安全性の確保を図ります。

（１）太陽光パネルの設置による再生可能エネルギーの利用

（２）ＬＰガスバルク供給システムの整備

（３）自家発電設備、蓄電池等の非常用電源設備の整備

（４）避難者の環境改善や連絡体制強化のための公衆無線ＬＡＮ環境の整備

（５）燃料の備蓄

（６）物資の確保が相当困難な状況を想定した食料、飲料水の備蓄

（７）通信途絶に備えた衛星携帯電話、トランシーバー等の非常用通信手段の確保

（８）夜間照明の整備

また、応急対策、復旧、復興への備えとして、自治体クラウドの活用等により、あらかじめ各種データの総合的な保全について整備を図ります。

【 防災拠点施設 】

区分	施設名
防災中枢拠点	小川町役場庁舎
防災地区拠点	リリックおがわ・大河公民館・竹沢公民館・八和田公民館
医療拠点	日本赤十字社 小川赤十字病院
避難拠点	資料２-17　指定緊急避難場所・指定避難所一覧　参照 資料２-18　福祉避難所一覧　参照
防災備蓄倉庫	防災備蓄倉庫（所在地：小川町大字小川 1511-1）
自衛隊災害派遣隊活動拠点	総合運動場（所在地：小川町大字高谷 141-1）
緊急消防援助隊活動拠点	総合運動場（所在地：小川町大字高谷 141-1）
警察災害派遣隊活動拠点	総合運動場（所在地：小川町大字高谷 141-1）

第 13 節　交通・輸送対策

災害時の物資、人員等の緊急輸送を円滑に実施するため、町内の各防災拠点を結ぶ道路を緊急輸送道路として指定するとともに、輸送車両の確保を図ります。

第１　緊急車両通行路の確保（防災地域支援課、警察署）

町は、災害時に緊急輸送に用いる道路の指定を検討し、交通規制の実施及び緊急輸送道路の応急・復旧資機材に関する整備を推進します。

１　緊急輸送道路の指定

（１）県指定の緊急輸送道路

県は、地震災害時の緊急輸送道路として、第１次特定緊急輸送道路、第１次緊急輸送道路、第２次緊急輸送道路を指定しています。

（２）町指定の緊急輸送道路

県が指定している広域的な観点からの緊急輸送道路と連携して、町域内での災害応急活動を円滑に行うため、主要な道路を災害時緊急輸送道路として指定します。

緊急輸送道路の指定要件は以下のとおりとします。

ア　町内で幹線道路になっている道路

イ　緊急輸送道路と以下に示す各施設を結ぶ道路

（ア）防災中枢拠点

（イ）防災地区拠点

（ウ）医療拠点

（エ）指定避難所

（オ）防災備蓄倉庫

（カ）輸送の拠点となる施設

（キ）臨時ヘリポート

（３）緊急輸送道路及び沿線の整備

町は、指定された緊急輸送道路の沿道地域の不燃化、耐震化を促進し、地震による倒壊建築物、災害廃棄物等の障害物の発生を抑制するように努めます。

さらに、各道路管理者と連携を図り、大きな障害等の発生箇所を把握し、その解消に努め、必要に応じて防災関係機関に障害の除去を要請します。

（４）応急・復旧時の活動体制の整備

町は、災害時の応急・復旧作業が円滑に進められるよう、国土交通省、県、近隣市町村、警察、自衛隊、建設業界等との協力体制をあらかじめ整備します。

（５）町民への周知

町は、緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より町民へ周知します。

また、災害時における緊急輸送道路の通行の可否、規制状況等を町民等に周知するため、防災行政無線、マスコミ等を利用した情報提供体制の整備を検討します。

２　交通規制等の連携体制

町は、効果的な緊急輸送を実施するため、緊急輸送道路の応急・復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対して的確に情報伝達ができる体制を、県及び防災関係機関との連携のうえでの整備に努めます。

３　応急・復旧用資機材の整備

町は、災害時の緊急輸送道路の応急・復旧活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急・復旧用資機材の整備を推進します。

第２　緊急車両の確保（防災地域支援課・政策推進課）

町は、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、輸送車両の確保及び調達の体制を整備します。

１　輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、町が保有している車両の効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進めます。

２　調達体制

町は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両、燃料等を災害時に迅速に調達できるよう、防災関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努めます。

３　緊急輸送車両等の事前届出の推進

町は、災害時に応急対策を円滑に実施するため、輸送車両等の県公安委員会への事前届出を推進します。

※資料２－６　緊急輸送道路
※資料５－20　災害時における物資等の供給協力に関する協定書
※資料５－22　災害時における燃料の供給に関する協定書
※資料５－23　災害時における燃料の供給に関する協定書

第 14 節　文教対策

災害時において、児童及び生徒の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保に万全を期するとともに、貴重な文化財を保護するため、事前計画を策定します。

第１　学校における災害対策（学校教育課）

１　町が行う災害対策

（１）学校防災マニュアルの策定に関する指導又は助言

町は、所管する学校に対し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進します。また、応急教育計画が随時、学校及び地域の実態に即したものになるよう適宜見直し、改善の指導を行います。

（２）教材等の確保

町は、教育委員会及び県と災害時の教科書、文房具等の教材用品の調達及び配給の方法について調整し、適宜、必要数を確保できる体制を確立します。

２　学校長の行う災害対策

（１）防災教育計画の策定

学校長は、町の指導又は助言のもと、学校の立地条件等を考慮したうえ、災害時の防災教育計画を策定します。

（２）事前対策

ア　応急教育の実施、避難所としての活用等、災害時の学校の役割分担を認識するとともに、対応を検討し、その周知を図ります。

イ　児童及び生徒への防災教育及び避難訓練の実施並びに災害時における保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図ります。

ウ　教育委員会、警察署、消防署、消防団及び保護者への連絡網及び協力体制を確立します。

エ　勤務時間外における教職員の非常招集の方法を定め、教職員に周知します。

オ　学校において、災害発生に対処する訓練を行います。

（３）応急教育計画の周知

学校長は、策定した応急教育計画について、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童、生徒及び保護者に周知します。

第２　文化財の災害対策（生涯学習課）

１　防火対策

町は、指定文化財の所有者に対し、火災予防体制の強化に努めるよう指導し、防火施設の整備を推進します。

（１）火災予防体制

ア　防火管理体制の整備

イ　文化財に対する環境の整備
ウ　火気の厳重警戒と早期発見
エ　自衛消防と訓練の実施
オ　火災発生時における措置の徹底

（２）防火施設の整備強化
ア　火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
イ　消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
ウ　避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化

２　防災知識の普及、防災訓練の実施

町は、指定文化財の所有者に対し、防災に関する講習会、広報活動を通じて防災知識の普及に努めます。また、防災関係機関及び所有者と共同で防災訓練を実施し、災害時の活動が円滑に行えるように努めます。

※資料２－23　小川町文化財一覧

第 15 節　動物愛護対策

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じる。また、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されます。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立します。

第１　被災地域における動物の愛護（環境農林課）

町は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物保護施設等へ搬送します。

第２　被災地域における動物の適正な飼養（環境農林課）

町は、県の協力のもと、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めます。

避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについては、避難所の運営に関するマニュアルに可能な限り位置づけることとしますが、避難所では、鳴き声、臭い、アレルギー対策に関する問題等から、居室への動物の持ち込みは禁止とし、原則として、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼い主が責任を持って、定められたルールのもとで飼養管理を行います。

なお、飼い主は、ペットの同行避難等の被災対策として、平常時から、しつけ、備蓄品等の対策をとるものとします。

第 16 節　町民との協働による防災対策

災害から人の命や財産を守るためには、町及び防災関係機関が行う公助には限界があり、自らの生命は自ら守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」が連携することで、より効果的な防災活動を行うことができます。

そのため、町は、自助及び共助の意識啓発、組織化、訓練等の取組を推進します。

第１　防災意識の高揚（防災地域支援課）

町は、町民の世代に応じた体系的な防災教育により、町民の災害対応力を高めるとともに、町民自らが地域を守る一員としての役割を認識してもらうため、防災学習をするための環境の整備を行います。

１　啓発活動の推進

（１）普及・啓発パンフレット等の作成配布

防災知識の普及・啓発を図るため、広く町民に向けた防災に関するパンフレット等を作成、配布します。

（２）防災教育用設備、教材の貸出

防災教育に役立つ設備・機器・映像資料等を整備し、希望する団体又は個人に対して貸出を行います。

（３）広報誌等の活用

町が発行する広報紙等に、防災に関する情報を掲載します。

（４）適切な避難行動に関する普及啓発

水害はある程度予測可能な災害であることから、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成など、適切な避難行動に関する普及啓発を行います。

【マイ・タイムライン作成のポイント】
～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害)」より

１．事前の確認
①住んでいる場所の特徴
住んでいる場所が浸水エリアや土砂災害警戒区域等に入っているか町が作成するハザードマップで確認
②避難先の想定
住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。
・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」
・浸水が始まって危険な時…近隣な安全な場所へ「立退き避難」
・夜間の豪雨時など外へ出るほうがかえって危険な時…家の中の安全な場所で

「屋内安全確保」

２．情報の入手
気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

３．早めの避難

（５）高齢者に対する適切な避難行動に関する理解促進
町は、普段の活動の中で在宅の高齢者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネージャー、相談支援員等)、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るよう努めます。

２　防災教育の推進

町は、研修会等により防災知識の普及・啓発、実践的な防災行動力の向上に努めます。
（１）町民への防災教育
火災予防運動、土砂災害防止月間、防災月間等の期間に学識経験者、防災関係機関の担当者、被災経験者等を講師として招き､研修会を開催します。
また、公民館等において、防災教室等の学習の場を設けるとともに、各種社会教育団体の研修等においても防災意識の啓発に努めます。
（２）学校における防災教育
学校における防災教育は、安全教育の一環として学級活動又は学校行事を通じて実施します。特に、発災時の危険性及び安全な避難行動について、児童及び生徒の学年に即した指導を行います。
（３）事業所等の防災教育
事業所、病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の管理者は、社会的な位置づけを十分認識し、従業員に対して防災研修を積極的に実施していくことに努めます。

３　自助の強化

（１）実践的な訓練の導入
町は、町民を対象とした災害図上訓練（ＤＩＧ※1）や避難所開設・運営訓練（ＨＵＧ※2）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努めます。

※１　ＤＩＧ（Disaster Imagination Game）
大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な日案路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練。
※２　ＨＵＧ（Hinanzyo Unei Game）
避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態

への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練。

（２）防災意識の向上

町民は、町その他の行政機関が実施する防災対策事業に協力するとともに、過去の災害から得られた教訓の伝承や、防災訓練等への参加などを通じて、自らの問題として防災対策に取り組むよう努めます。

（３）家庭内の三つの取組の普及

町民は、特に次に掲げる事項について、普段から備え、自ら災害に備える取組を家庭内で実施する。

ア　家具の配置を見直し、家具類の転倒・落下・移動を防止する。 イ　災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の手段を確保する。 ウ　家庭内で備蓄を行う（最低 3 日間（推奨 1 週間）分を目標とする)。特に飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。また、災害時にはトイレが使えなくなるため、携帯トイレの備蓄（推奨 1 週間分）を行う。

第２　防災訓練の充実（防災地域支援課、防災関係機関）

町は、職員の防災実務の習熟及び実践的能力の向上に努めるとともに、関係機関の連携及び防災体制の整備を強化し、防災意識の普及・啓発を図るものとします。

１　総合防災訓練

町は、関係機関と協力し、必要に応じて各種応急対策を織り込んだ総合訓練を地域住民と一体となり実施します。

２　災害情報収集伝達訓練

（１）　災害情報の収集伝達機器を最良の状態に保つために実施します。

（２）　訓練の種類

ア　災害情報収集伝達訓練

イ　通信連絡訓練

ウ　非常通信訓練

（３）　実施の方法

ア　災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図ります。

イ　気象の予報・警報、重大事故等を通知及び連絡します。

ウ　被害の状況及び処置を報告及び連絡します。

３　避難訓練

（１）町が実施する訓練

災害時における避難の勧告及び立ち退き等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施します。

（２）防火管理者が実施する訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施します。

（３）学校等の施設管理者が実施する訓練

学校等の施設管理者は、園児、児童及び生徒の生命及び身体の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努めます。

（４）避難行動要支援者に対する訓練

町民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し、資料や情報の必要な支援を行います。

（５）大規模広域災害に備えた訓練

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めます。

４　地震対応防災図上訓練

首都直下地震等の想定に基づき、情報の収集及び判断指揮の訓練を実施し、さらなる職員の防災実務の習熟及び意思決定能力の向上を図ります。

５　非常参集訓練

実践的な非常参集訓練を実施し、災害対応力の強化を図ります。

（１）　実施計画

ア　実施時期

適切な時期を選定して実施します。

イ　訓練の種類

勤務場所等への参集、初動対応等について、毎年度定めます。

ウ　訓練の方法

災害想定を適宜見直し、実施します。

６　その他の訓練

上記訓練のほか、避難所開設訓練、土砂災害防災訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施します。

これらの災害対応に資する訓練については、常に検証を行い、計画の不備、課題の把握及び職員の災害対応能力の向上に努めます。

７　訓練の検証

訓練は、実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせ実施し、評価及び検証を

行います。

（１）評価及び検証の方法

ア　訓練後の意見交換会

イ　アンケートによる回答

ウ　訓練の打合わせでの検討

（２）検証の効果

ア　総合防災訓練

訓練実施報告書を作成します。

イ　地震対応防災図上訓練

訓練実施後、参加者の意見を求め、実施結果報告書を作成するとともに、訓練計画の改定及びその後の災害対応に反映させます。

ウ　非常参集訓練

訓練結果を検証し、実施報告書を作成するとともに、各種計画及び災害対応に反映させます。

エ　その他の訓練

訓練結果を検証し、実施報告書を作成するとともに、各種計画及び災害対応に反映させます。

第３　自主防災組織の育成強化（防災地域支援課、防災関係機関）

大規模災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等を行うことが必要です。

このため、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団等との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。

研修の充実等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の活性化を促します。併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努めます。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努めます。

１　自主防災組織の結成促進

自主防災組織の規模は、町民が協力して自分たちの地域を守るという連帯感が保持される程度の規模の世帯数、具体的には既存の行政区・自治会を単位として組織化します。

２　自主防災組織の活動内容の充実

自主防災組織の組織編成及び活動内容の基本は次のとおりです。

（１）防災計画の策定

（２）防災訓練の実施

（３）関係資機材等必要物資の調達及び管理

（４）行政区・自治会区域内及び周辺の防災マップの作成

（５）行政区・自治会区域内の人員名簿の作成

【 標準的な自主防災組織表 】

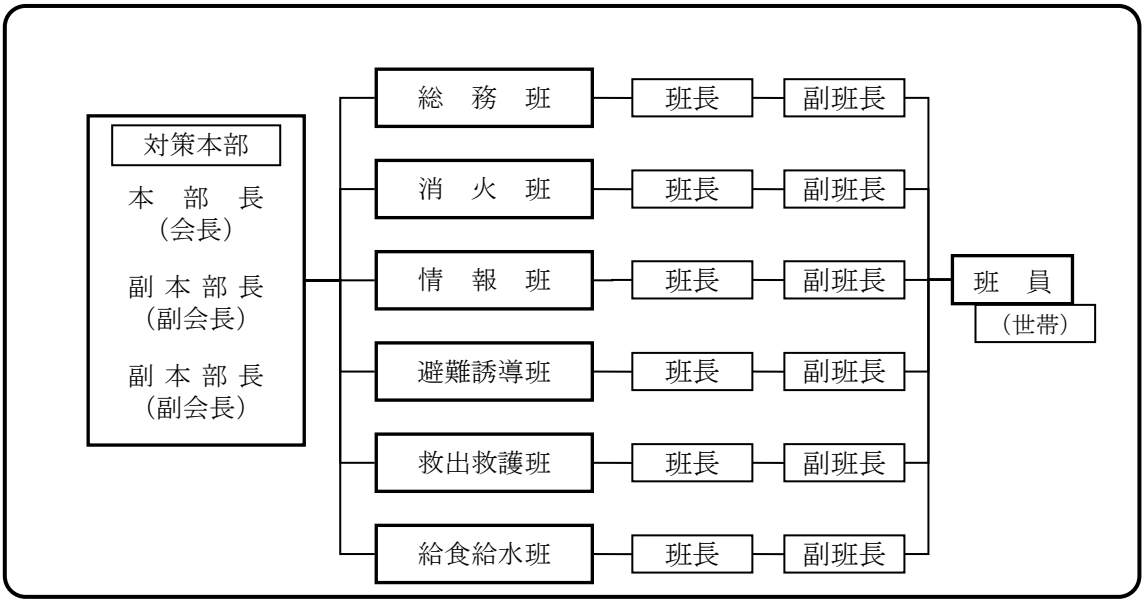

【 活動内容（班別事項） 】

班	平常時	災害時
総務班	○防災知識の普及、啓発 ○会の庶務及び経理	○対策本部の設置及び運営 ○各班との連絡、調整
消火班	○消火訓練の実施	○火災の初期消火 ○火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
情報班	○防災に関する情報の収集、記録	○被害状況、災害情報の収集、報告、広報
避難誘導班	○避難誘導訓練の実施	○人員確認 ○避難場所の設置協力 ○避難行動要支援者の安否確認、避難支援 ○町民の避難誘導
救出救護班	○救出救護訓練の実施 ○診療所、医療機関等との協議	○救護所の設置及び運営 ○負傷者の救護 ○医療機関との連携 ○救援物資の受入れ、配分
給食給水班	○地元商店街との協議	○食料、飲料水の調達、配分

３　自主防災組織への町の支援充実

町は、自主防災組織に対して次に示すような支援を計画しています。

【 自主防災組織の支援、整備手順 】

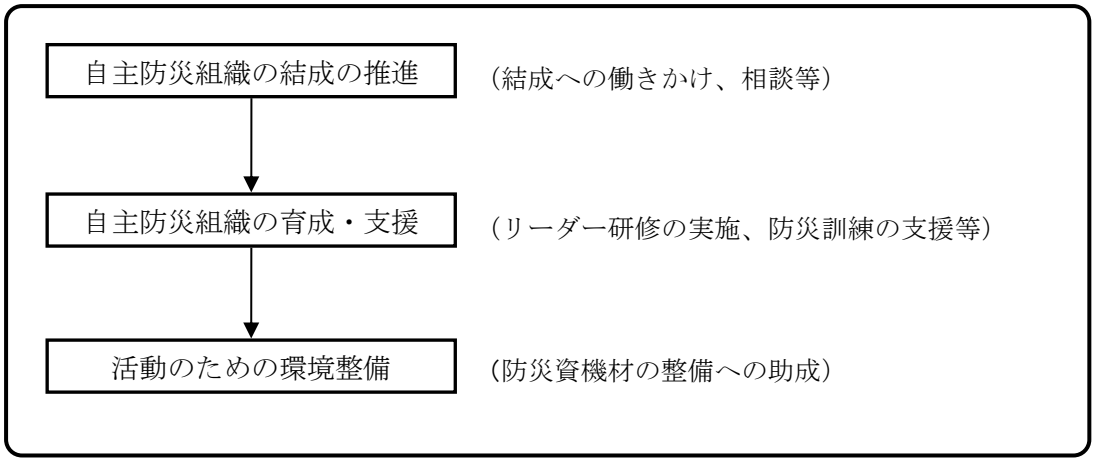

（１）技術的支援の実施

自主防災組織は、町民によって自発的に結成される組織です。町及び防災関係機関は、自主防災のリーダーに対する研修、防災活動の技術的指導及び助言を実施し、組織的活動を支援します。１組織に複数のリーダーを置くことや女性のリーダー育成にも努めます。

（２）自主防災組織の育成推進

自主防災組織の育成の推進を目的として、防災関係機関の協力体制の確立に努め、防災研修会を開催するとともに、「自主防災組織の手引き」等のパンフレットを作成し、町民への配布等を通して、自主防災組織の活動の重要性及び役割の啓発に努めます。

また、意見交換を行う情報共有会議の整備強化を研修や訓練を通じて推進していきます。

（３）補助金の交付及び資機材等の整備

町は自主防災組織の活動及び資機材の整備に対する補助金制度を推進します。

第４　民間防火組織の整備（消防署）

消防署は、町民の防火防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ及び少年消防クラブの組織づくり及び育成の強化を図ります。

第５　事業所等の防災組織の整備（防災地域支援課、消防署）

大規模な災害が発生した場合には、行政や町民のみならず、町内の事業所等の組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上で重要です。このため、町は、消防本部と協力して町内の事業所等の防災組織の育成指導に努めます。

１　事業所等の自主防災組織の設置

町は、事業所に対して防火管理者を主体に自主的な防災組織の設置を指導します。

２　事業所等の自主防災組織の育成

町は事業所等の自主防災組織に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図ります。

また、事業所の管理者は、防災活動に関する技術の向上のための講習会等を行い、自主防災組織の育成強化を図ります。

第６　ボランティアとの連携（防災地域支援課、社会福祉協議会）

大規模な災害が発生した場合には、町及び防災関係機関のみで対応していくことには限界があるため、町は、社会福祉協議会及びＮＰＯ・ボランティア団体等の協力を得ながら、迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができるよう、日頃から社会福祉協議会及びＮＰＯ・町内ボランティア団体等との連携を推進し、防災ボランティアの活動環境の整備を行います。

町は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備、強化を研修や訓練を通じて推進します。

１　専門ボランティアの受入れ

町は、応急危険度判定士、権利義務の相談員等の資格又は職能を有する専門ボランティアについて、職能団体と協定を締結することにより受入れ体制を確立します。

２　個人のボランティア、企業、ＮＰＯ等の団体のボランティアの受入れ

個人のボランティア、企業、ＮＰＯ等の団体のボランティアについては、町社会福祉協議会が町災害ボランティアセンターを設置し、受入れ体制を確立します。

第７　地区防災計画（防災地域支援課）

東日本大震災をはじめとする大災害において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模災害時における応急対策等が的確に機能しないことが認識されました。

地域コミュニティレベルにおける共助による防災活動の推進の観点から一定の地区の居住者、及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」制度が創設されました。

１　計画の基本的考え方

地区防災計画は、地区の特性（自然特性、社会特性）や想定される災害等に応じて、当該地区の地区居住者等の意向が強く反映される計画です。

２　計画の内容

地区防災計画は、活動主体の目的やレベルにあわせて、地区の特性に応じた項目を計

画するものであり、災害対策基本法には　防災訓練、物資及び資機材の備蓄、地区居住者等の相互の支援が例示されています。

３　地区防災計画の提案

地区居住者等は地区防災計画の素案を作成して町防災会議に対して提案を行うことができます。

町防災会議は、地区居住者等から提案を受けた地区防災計画について、本計画に定めるかどうかを判断します。

第 17 節　調査研究

町の地域特性の詳細把握を主体とする基礎的調査研究を行うとともに、実践的な防災対策を推進するため、自然科学や社会科学の分野について総合的かつ効果的な調査研究を実施するよう努めます。

第１　基礎的調査研究（防災地域支援課）

１　防災アセスメント調査の実施

地域の災害危険性を総合的かつ科学的に明らかにし、防災対策の効率化を図るため、防災アセスメント調査を定期的に実施します。

防災アセスメントでは、地域の災害危険度の把握とともに、行政区・自治会、学校区等の地域単位で実践的な防災対策を行うため、地区別防災カルテを作成します。

２　防災マップの作成及び周知

防災アセスメント調査及び土砂災害防止法に基づく基礎調査、県が作成した水害リスク情報図で把握した地域の災害の危険性を町民に周知し、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に迅速かつ的確に町民が避難できるよう、被害の危険性が大きい地域とその程度、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、防災学習情報等の情報を掲載した防災マップ等を作成して広く配布するとともに、町のホームページへ掲載します。

第２　災害対策に関する研究（防災地域支援課）

１　火災対策に関する調査研究

大規模地震時等に想定される同時多発性による火災対策を有効に実施するため、科学的なデータに基づき、出火防止や初期消火、火災の拡大防止、延焼危険地域、延焼防止機材等に関する調査研究を実施します。

２　避難した町民の安全確保に関する調査研究

避難した町民を安全に誘導するため、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の安全性確保、円滑な避難誘導方法等に関する調査研究を実施するよう努めます。

３　効果的な緊急輸送に関する調査研究

災害発生時に、応急対策要員や物資等について迅速かつ円滑に緊急輸送を行うため、緊急輸送路や鉄道の代替手段の確保、防災拠点の連携や広域応援の受入れ等を視野に入れた交通網整備に関する調査研究を実施するよう努めます。

４　災害情報の伝達等に関する調査研究

災害時には、災害情報や被災地の被害情報、災害活動情報等、町民が適切な行動を行うために有用な情報の迅速な伝達が求められます。そこで、最も効果的な情報伝達方法

等に関する調査研究を実施するよう努めます。

５　社会的混乱の防止に関する調査研究

大規模災害発生時には、平常時に機能している社会システムの大きな混乱が予想されます。そこで、物価高騰や都市機能低下等による社会的混乱の防止に関する調査研究を実施するよう努めます。

６　災害時の生活確保に関する調査研究

被災者への飲料水、食料、生活必需品、住宅等の迅速な供給は、被災者の経済的・精神的な安定化を図るとともに、社会的な混乱を防止する面からも重要です。そこで、供給物資の適正備蓄、迅速な調達、輸送体制及び供給体制についての調査研究を実施するよう努めます。

７　災害復興に関する調査研究

被災者の生活再建や地域経済の健全な回復を図るためには、被災地の迅速な復興が不可欠です。そのため、災害復興についての基本方針や行政手続き等に関する調査研究を実施するよう努めます。

共　通　編

第３章　災害復旧計画

第１節　公共施設の災害復旧計画

災害発生後、被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に、その実施を図るものです。

なお、本計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものです。

第１　復旧計画の方針

被災地の復旧・復興は、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指します。

また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ります。

１　復旧の基本方針

町は、被災の状況、地域の特性、関連公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すものとします。

また、災害に強いまちづくり等の中長期的課題への取り組みについても早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定めます。

２　計画への町民の意向反映

被災地の復旧・復興は、町が主体となって町民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行い、国及び県からの支援を受けます。

３　財政支援の検討

町の応急対策及び復旧・復興においては多大な費用を要することから、国及び県に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援を求めます。

４　計画推進のための職員の派遣の要請

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣及びその他の協力を求めます。

第２　復旧計画の推進

災害対策時の応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成、復興計画の作成等、復旧・復興計画の推進を図ります。

１　復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧事業を迅速に行うため、町は、県、指定地方行政

機関、指定公共機関、指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置をとります。

２　復旧事業計画の作成

町は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査及び検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成します。

（１）災害復旧事業計画の種類

ア　公共土木施設災害復旧事業計画
イ　農林水産業施設災害復旧事業計画
ウ　都市災害復旧事業計画
エ　上、下水道災害復旧事業計画
オ　住宅災害復旧事業計画
カ　社会福祉施設災害復旧事業計画
キ　公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
ク　学校教育施設災害復旧事業計画
ケ　社会教育施設災害復旧事業計画
コ　復旧上必要な金融その他資金計画
サ　その他の計画

（２）災害の再発防止

復旧事業計画の策定にあたっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう、関係機関と連絡調整を図り、計画を策定します。

（３）緊急査定の実施

被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努めます。

（４）災害復旧事業期間の短縮

町は、復旧事業計画の策定にあたっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果があがるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努めます。

（５）復旧事業の促進

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置を講じ、復旧事業の実施効率をあげるように努めます。

（６）公共土木施設災害復旧

公共土木施設災害復旧の取扱い手続は以下に示すとおりです。

【 公共土木施設災害復旧取扱い手続 】

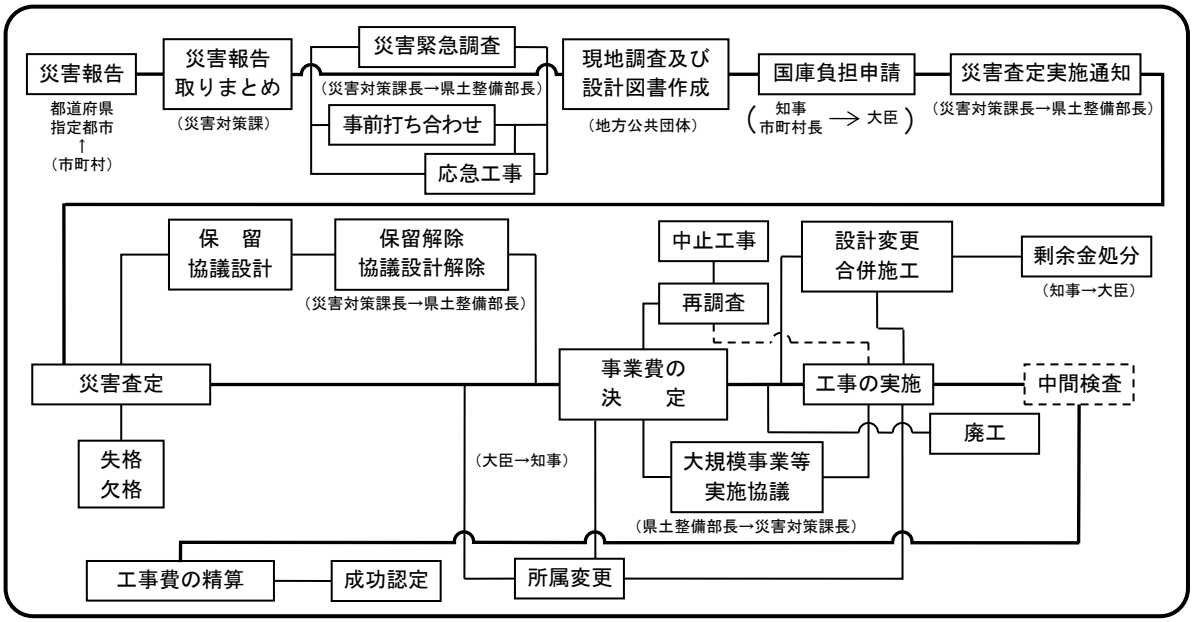

３　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、関係機関と協力しながら、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び、査定実施が速やかに行えるよう努めます。

法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧事業の財政援助法令は以下のとおりです。

（１）公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
（２）公立学校施設災害復旧等国庫負担法
（３）公営住宅法
（４）土地区画整理法
（５）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
（６）廃棄物の処理及び清掃に関する法律
（７）予防接種法
（８）都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助します。
（９）農林水産業施設災害復旧事業費国庫負担の暫定措置に関する法律
（10）県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置
（11）水道法

４　災害復興計画の作成

町は、大規模災害を受けた場合、土地利用の再編等による円滑かつ迅速な復興を図るため、政府及び県の復興基本方針に即した復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意計画を行い、計画的な復興事業を推進します。

（１）災害復興対策本部の設置

復興計画を策定するにあたっては、町の被災の状況を的確に把握し、建築制限の適用状況や課題を明らかにし、復興に向けた具体的なまちづくりビジョンの明確化が必要となります。

災害復興の必要性を確認した場合は、災害復興計画を策定するため、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置します。

（２）災害復興計画の策定

ア　災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定します。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表します。

イ　災害復興計画の策定

町は災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行います。本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定めます。

（３）災害復興事業の実施

ア　被災市街地復興特別措置法上の手続

町は、被災市街地復興特別措置法の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行います。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行います。

イ　災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に、災害復興計画に基づき災害復興事業を推進します。

また、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ県と復興手続について検討を行います。

第３　災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を早期に行います。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努めます。

また、復旧事業の実施にあたっては、緊急といえども関係する町民に対して理解を得られるように努めます。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し監督指導等を行います。

第２節　民生安定のための措置

災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図るため、防災関係機関と協力して民生安定のための緊急措置を講じます。

第１　罹災証明書の発行

町及び消防本部は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害、その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付します。

また、町は、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保その他必要な措置を講じるよう努めます。

１　罹災台帳の作成

災害対策本部に集約された被害調査結果に基づき、罹災台帳を整備します。 罹災台帳の作成にあたっては、必要に応じ固定資産課税台帳及び住民基本台帳を活用します。

２　罹災証明書の発行

（１）町及び消防本部は、被災者の罹災証明の発行申請に対し、罹災台帳で確認のうえ、罹災証明書を発行します。被害調査等により客観的に判断できないときは、被害の事実ではなく、本人の被害届け出があったことに対する証明書を発行します。

（２）罹災証明書の発行は、原則として１回限りとします。

（３）罹災証明書については、証明手数料を徴収しません。

（４）罹災証明の範囲は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害で、次の事項です。

【罹災証明の担当及び証明の範囲】

町	住家の全壊、大規模半壊、半壊、半壊に至らない（一部損壊） ※被害の判定にあたっては、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とする。
消防本部	火災による焼損等

第２　被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

１　記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録します。

（１）氏名
（２）出生の年月日
（３）性別
（４）住居又は居所
（５）住家の被害その他の被害状況
（６）援護の実施状況
（７）要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
（８）連絡先
（９）世帯の構成
(10) 罹災証明書の交付の状況
(11) 町が台帳情報を町外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
(12) (11) の提供を行った場合はその旨及び日時
(13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第５項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
(14) その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

２　情報の収集

（１）被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができます。
（２）被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができます。

県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、町の要請により被災者に関する情報の提供を受けます。

３　台帳情報の利用

町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するときは、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用することができます。

４　台帳情報の提供

（１）町長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために提供することができます。

ア　本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき

イ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき

（２）台帳情報の提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を町に提出しなければなりません。

ア　申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ　申請対象の被災者を特定するために必要な情報

ウ　提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ　提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的

オ　その他、台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

（３）町長は、台帳情報の提供に関する申請があった場合、当該申請が不当な目的によるものと認める時又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、１の（13）の情報を除き、当該申請に関する台帳情報を提供することができます。

第３　被災者の生活確保

被災者が生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金・災害見舞金の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与の施策を講ずるものとします。

１　関係機関の措置

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため、起債その他所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期実施に努めます。

（１）県の措置

ア　災害復旧経費の資金需要額の把握

イ　歳入欠陥費、災害対策債及び災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期します。

ウ　普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請します。

エ　一時借入金、起債の前借等により災害関係経費を確保します。

（２）関東財務局の措置

ア　必要資金の調査及び指導

災害発生の際は、関係機関と緊密に連絡の上、県、町等の必要金額を把握し、その確保の措置を図ります。

イ　各金融機関の特別資金の融通及び指導

被害を受けた個人又は法人に対し、特別資金の融通及び指導を行います。

ウ　応急資金の融通

県及び町に対し、融通を行う手持ち資金が不足している場合は、災害応急資金枠の特別配分を受けて融通を行います。

（３）日本郵便株式会社の措置

地方公共団体が財政運営を行っていく上において、一時的な資金不足を生じた場合、その資金不足を補うために郵便貯金資金及び簡易生命保険資金による災害復旧金融措置を講じます。

２　生活相談

被災者の生活再建を支援するため、町役場、指定避難所等において、応急対策に引き続き生活相談を受け付けます。

３　被災者個人への融資等

（１）生活福祉資金・生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

ア　生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び町社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金及び住宅資金の貸付を予算の範囲内で行います。

（ア）貸付対象者

災害を受けたことにより困窮し、自力更生のための資金を必要とする低所得世帯

イ　生活福祉資金貸付制度に基づく住宅資金貸付

（ア）貸付対象者

住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第２条第２号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

（２）災害復興融資

住宅金融支援機構は、地震等の大災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行います。

ア　申込みができる者

自然災害により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、罹災証明書を交付されている者

（３）災害弔慰金・災害障害見舞金の支給・災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、町が実施主体となり、条例に基づき実施します。

ア　災害弔慰金

（ア）対象災害

①　県内において、自然災害で救助法による救助が行われた市町村がある場合、

県内全市町村の同一災害による被害

② 当該市町村の区域内において、自然災害により５世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害

③ 県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が５以上の市町村が３以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害

④ 自然災害で救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害

（イ）支給の対象者

① 上記の災害による死亡者（３か月以上の行方不明者を含む。）

② 住居地以外の市町村の区域内（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者

支給対象遺族 死亡当時の配偶者（事実婚を含む。）、子、父母、孫、祖父母を対象とし、兄弟姉妹は対象としません。

イ　災害障害見舞金

（ア）対象災害

災害弔慰金と同じ

（イ）支給対象者

災害弔慰金の対象災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者

ウ　災害援護資金の貸付

（ア）対象災害

県内で自然災害により救助法による救助が行われた市町村が１か所でもある場合、県内全市町村の被害が対象

（イ）貸付対象者

被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられます。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象となりません。

世帯員	総所得
１人	220万円
２人	430万円
３人	620万円
４人	730万円
５人	730万円に、世帯員の人数から４人を除いた者１人につき30万円を加算した額
住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円	

４　災害見舞金の支給（町条例）

町民（住民基本台帳に記載されている者）が災害により死亡し、又は負傷し、並びに住居に被害を受けたときは、小川町災害見舞金条例に基づき見舞金を支給します。

５　被災者生活再建支援金の支給

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により、自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金の支給を行います。

町は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書等をもとに、支給申請書を取りまとめ、県に送付します。

【 支援金の支給手続 】

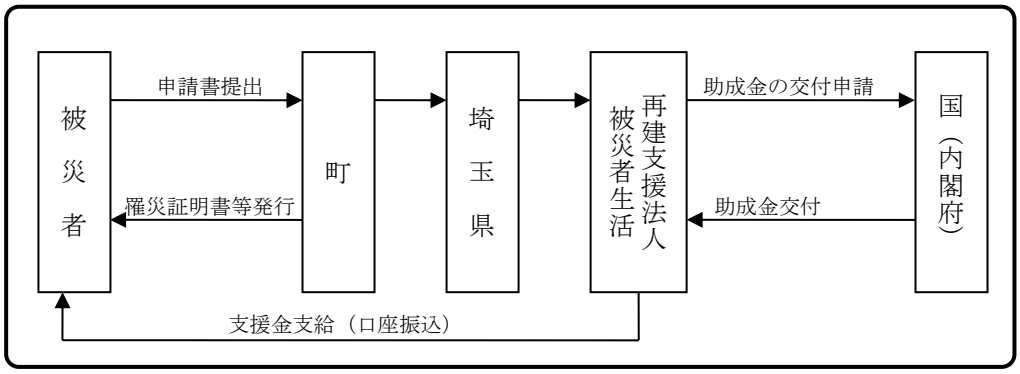

６　埼玉県・市町村被災者安心支援制度

（１）生活再建支援金及び半壊特別給付金

県及び町は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定に基づき、居住する住宅が全壊等した世帯の生活の再建を支援するため、埼玉県・市町村生活再建支援金、埼玉県・市町村半壊特別給付金の支援をします。

（ア）対象災害

被災者生活再建支援法第２条第１号に定める自然災害

（イ）支給の対象者

ア　当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯

イ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

ウ　火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯

エ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成１０年政令第３６１号）第２条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。「大規模半壊世帯」という。）

オ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。「中規模半壊世帯」という。

カ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯（イ、ウ及びエに掲げる世帯を除く。「半壊世帯」という。）

（２）家賃給付金

県及び町は、埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定に基づき、居住する住宅が全壊した世帯の生活の再建を図ることを支援するため、家賃給付金を支給する。

（ア）対象災害

被災者生活再建支援法第２条第１号に定める自然災害

（イ）支給の対象者

特別な理由により県又は町が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅に入居した全壊世帯

７　職業のあっせん

町は、離職を余儀なくされた被災者に対する職業のあっせんについて、離職者の状況を把握したうえで、県及び埼玉労働局に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請します。

（１）公共職業安定所による職業のあっせん

川越公共職業安定所東松山出張所（ハローワーク東松山）の長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等を速やかに把握するとともに、必要に応じて次の措置を講じます。

ア　被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ　公共職業安定所（ハローワーク）に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

ウ　職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等

（２）雇用保険の失業給付に関する特別措置

ア　証明書による失業の認定

川越公共職業安定所東松山出張所（ハローワーク東松山）の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う者とします。

イ　激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当を管轄する川越公共職業安定所東松山出張所の長は、地震災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当てを支給するものとします。

（３）被災事業主に関する対策

被害により労働保険料の所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとします。

（４）不払い賃金の立替措置

災害により事業主が倒産等の状態にあり、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合、独立行政法人労働者健康福祉機構は、「賃金の支払確保に関する法律」の要件を満たす限り、労働者の請求に応じ、速やかに不払いとなった賃金のうち一定額を立替するための手続を行うものとします。

８　租税等の徴収猶予及び減免等

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、町税条例、地方税法、国民年金法等により、期限の延長、徴収猶予、減免等の緩和措置を状況に応じて実施します。

（１）町税の徴収猶予及び減免

町長は、納税義務者等の納付すべき町税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を被災の状況に応じて実施します。

ア　期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は町税を納付又は納入することが出来ないと認められるときは、次の方法により災害が始まったあと2か月以内（特別徴収義務者については30日以内）に限り、期日を指定し、申告、納付等の期限を延長します。

（ア）災害が広域にわたる場合は、町長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定します。

（イ）その他の場合、被災納税義務者等による申請があったときは、町長は速やかに納付期限を延長します。

イ　徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、町税の全額を納期限までに納付できないときは、その者の申請に基づいて、その納付できないと認められる金額を限度として、徴収を1年以内（最長2年）の期間で猶予します。

ウ　滞納処分の執行の停止等

災害により被害を受けた場合は、滞納処分の停止、換価の猶予､滞納金の減免等適切な措置を講じます。

エ　減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について、次により減免を行います。

（ア）町民税（特別徴収義務者を除く）

被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行います。

（イ）固定資産税（都市計画税）

被災した固定資産（土地、家屋及び償却資産）の被災の程度に応じて減免を行います。

（ウ）国民健康保険税

災害により生活が著しく困難と認められた者に対し、被災の状況に応じて減免を行います。

（２）国税等の徴収猶予及び減免

国及び県は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を被災の状況に応じて実施するものとします。

（３）国民年金保険料の免除

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、町が内容の審査の上、年金事務所長に免除申請書を進達します。

（４）保育料の減額

災害により損失を受けた場合には、その損失の程度に応じて減額します。

（５）介護保険料の徴収猶予及び減免

ア　介護保険料の徴収猶予

災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合には、当該者の申請により、6 月以内の期間に限り徴収猶予します。

イ　介護保険料の減免

災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合であって、その程度が甚大であり、その者から保険料を徴収することが適当でないと認められるときは、当該者の申請により保険料を減免します。

なお、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については、納期限の 7 日前までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については、年金給付の支払いに係る月の前前月の 15 日までに申請があった場合、同措置は行われるものとします。

（６）埼玉県後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

被保険者または生計維持者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財、又はその他の財産について著しい損害を受けたときは、申請に基づき、町が減免申請書に係る必要書類を受け、埼玉県後期高齢者医療広域連合へ進達します。

９　生活保護

県及び町は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上、困窮の程度に応じて最低生活を保証する措置を講じます。

10　郵便関係保護

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施します。

（１）郵便関係

ア　被災者に対する郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯あたり通常郵便はがき及び簡易書簡を無償交付します。なお、交付局は集配郵便局とします。

イ　被災者が差出す通常郵便物の料金免除

被災者が差出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱い局は日本郵便株式会社が指定した郵便局とします。

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施します。なお、引受局は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とします。

エ　利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限又は郵便の業務の一部を停止します。

（２）災害関係電報、電話料金の免除等

被災地の郵便局において取扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、東日本電信電話株式会社と連絡の上、料金免除又は後払い等の措置を実施します。

（３）郵便貯金関係

ア　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送付のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施します。

イ　郵便貯金業務の非常取扱い

取扱い局、取扱い期間及び取扱い事務の範囲を指定して、非常払渡し等の非常取扱いを行います。なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず、郵便局長限りで取扱いができます。

ウ　簡易保険関係

①　簡易保険業務の非常取扱い

取扱い局、取扱い期間及び取扱い事務の範囲を指定して、保険金及び保険貸付金の非常即時払い、保険料の払込期間の延伸等の非常取扱いを行います。

②　簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地域の地方公共団体に対する簡易生命保険資金の短期融資を実施します。

第４　義援金品の配布

町は、町民、他都道府県民、企業等から町に寄託された被災者あての義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、関係機関（県、日赤等）の協力のもとに配分委員会を設置し、義援金品の受付、保管、事務分担等に関する計画を定めます。

１　受付窓口の開設

町は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受付けるほか、金融機関に災害対策本部名義の預貯金口座を開設し、振込みによる義援金を受付けます。

２　受付・募集

義援金品の受付及び募集は次の要領で実施します。

（１）義援金品の受付

ア　義援金品の受付

義援金品の受付は、原則として町及び社会福祉協議会が開設した窓口及び金融機関の口座への振込みとします。

イ　受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行します。ただし、銀行口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えます。

ウ　配分委員会への報告

義援金品の受付状況については、配分委員会に報告します。

（２）義援金品の募集

被災者に対する義援金品の募集を必要とする場合は、町の広報紙、ホームページによるほか、報道機関、支援団体の協力を得ます。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について募集します。

３　保管及び配分

町は、義援金品を保管し、配分委員会が定めた計画に基づき配分します。

ア　義援金は、被災者に配分するまでの間、指定金融機関へ一時預託することにより保管します。

イ　義援品は、防災備蓄倉庫に保管します。

ウ　配分委員会は、義援金品の配分について基準を定め、町が被災者に配分します。

エ　寄託者が配分先又は使途を指定した義援金品を受付けた場合は、各配分先の責任において処理します。

オ　被災者に対する義援金品の配分については、文書による直接の通知に努めるとともに、町の広報紙、ホームページにより周知します。

カ　寄託者に対する義援金品の使途については、町の広報誌、ホームページで周知するとともに、報道機関の協力を得て広報します。

キ　町は、被災者への義援金品の配分状況について、配分委員会に報告します。

第５　中小企業等の支援

災害により被害を受けた中小企業者及び農林業者等の復旧に資するため、町及び県は、金融機関等に特別の配慮を要請し、中小企業者及び農林業者に対する融資により事業の安定を図ります。

１　中小企業関係融資

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として施設の復旧並びに事業の再建に必要な資金が迅速かつ円滑に融資されるよう次の措置を実施しています。

なお、町及び商工会は、被災企業の把握に努め、金融の特別措置について中小企業に周知を図ります。

（１）経営安定資金（災害復旧関連）

ア　融資対象

県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む）

（ア）原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税等を滞納していないこと

（イ）保証対象業種に属する事業を営むものであること（原則、金融業、学校法人、宗教法人等は対象外）

（ウ）経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、町長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、町の罹災証明を受けていること

（２）埼玉県信用保証協会への要請

埼玉県信用保証協会に対し、罹災者への保証審査の迅速化を要請し、資金の円滑化を図ります。

（３）資金貸付の簡易迅速化、条件緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して、被害の状況に応じて貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いをするよう要請します。

（４）資金需要の把握

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握します。

（５）中小企業者に対する周知

国、県及び政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知、徹底を図ります。

２　農林業関係融資

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資します。また、融資に当たっては、災害復旧

に必要な資金の融資が円滑に行われるよう業務の適正かつ迅速化に努めます。

（１）天災融資法に基づく資金融資
（２）農林漁業金融公庫災害復旧施設資金
（３）農林漁業金融公庫・農林漁業セーフティネット資金
（４）埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資
（５）農業災害の補償等

※資料４－１　自然災害で被災した住宅を復旧するための災害復興住宅融資
※資料４－２　生活福祉資金貸付制度に基づく福祉費（災害をうけたことにより臨時的に必要となる経費）
※資料４－３　生活福祉資金貸付制度に基づく福祉費（住宅の補修等に必要な経費）
※資料４－４　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給
※資料４－５　災害援護資金の貸付
※資料４－６　被災者生活再建支援制度
※資料４－７　県制度融資の貸付（経営安定資金・災害復旧関連）
※資料４－８　天災融資法に基づく資金融資
※資料４－９　農林漁業施設資金（共同利用施設、農商工等連携、６次産業化）
※資料４－10　農林漁業セーフティネット資金
※資料４－11　埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資
※資料４－12　農業災害の補償等
※資料４－17　埼玉県・市町村被災者安心支援制度
※資料５－27　小川町災害見舞金条例
※資料５－28　小川町災害弔慰金の支給等に関する条例

第３節　激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける場合は、災害の状況を速やかに調査することにより状況を把握し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置することにより、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように努めます。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が、迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じます。

第１　激甚災害指定手続

町長は、激甚災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対して講じられた措置の概要を県知事に報告します。

【 激甚災害の指定手続 】

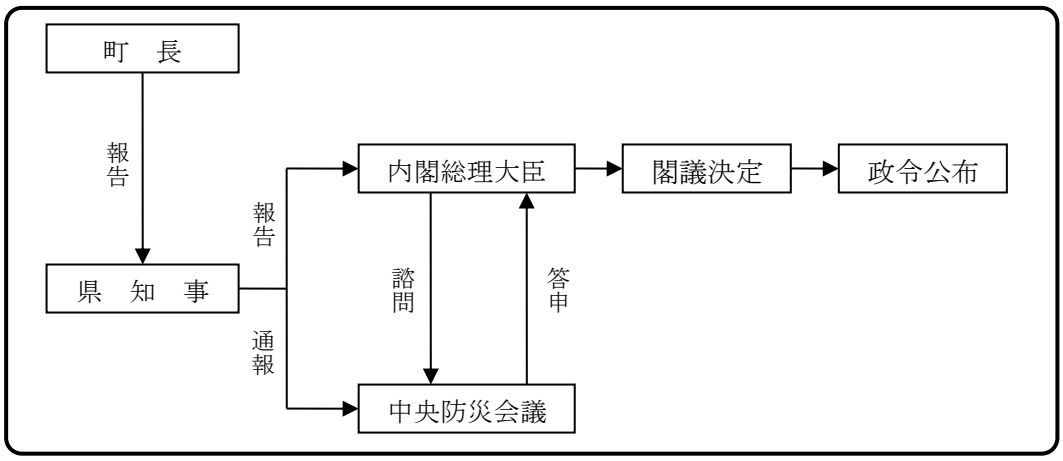

第２　激甚災害に関する調査報告

町長は、激甚災害が発生した場合は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、その被害状況等を災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について調査し、県知事に報告します。

（１）災害の原因
（２）災害が発生した日時
（３）災害が発生した場所又は地域
（４）被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第１に定める事項）
（５）災害に対して講じられた措置
（６）その他必要事項

第３　激甚災害に係る財政援助措置

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付のため速やかに関係調書を作成し、県知事に提出します。